

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

宮崎県人事委員会



宮人委職第1110号

令和5年10月10日

宮崎県議会議長 濱 砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 佐 藤 健 司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間の給与の状況	3
4 職員給与と民間給与との比較	6
5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較	7
6 物価・生計費	9
7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	9
8 本年の給与の改定等	10
9 給与制度に関するその他の事項	12
II 公務運営の改善について	14
1 人材の確保・育成	15
2 女性職員の活躍推進	16
3 障がい者雇用の推進	17
4 働き方改革と勤務環境の整備	18
5 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用	26
6 会計年度任用職員制度の適正な運用	27
7 信頼の確保	27
III 勧告実施の要請	28
別紙第2 勧 告	29
別添1 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	59
別添2 参考資料	67
1 職員給与関係資料	70
2 民間給与関係資料	111
3 生計費及び労働経済関係資料	126

報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきた。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について検討を行ったので、その検討結果の概要を次のとおり報告する。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考えらる。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」こととされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、このような考え方に基づき検討を行っていくことが必要である。

2 職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの職員について、本委員会は令和5年4月1日現在で「令和5年県職員給与等実態調査」を実施した。職員及びそのうちの行政職給料表適用職員（以下「行政職員」という。）の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 令和5年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 14,545	歳 42.2	% 60.7	% 39.3	% 80.8	% 5.6	% 13.1	% 0.5
うち行政職員	4,137	41.5	71.5	28.5	71.7	2.3	24.5	1.5

※1 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける職員のことである。

※2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
全職員	円 372,326	円 345,920	円 9,670	円 454	円 5,394	円 7,812	円 3,076
うち行政職員	341,762	315,925	9,716	890	6,246	7,894	1,091

※ 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。あわせて、近年は職員の平均年齢が低下していることにより、表2のとおり、職員の平均給与月額の水準は、年々下がってきている。

表2 職員の平均給与月額の変遷

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
全職員	平均給与月額(円)	392,808	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677
	平均年齢(歳)	43.5	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7
うち 行政職員	平均給与月額(円)	365,004	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973
	平均年齢(歳)	43.1	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7

		H30	H31	R2	R3	R4	R5
全職員	平均給与月額(円)	382,350	380,226	377,688	375,628	373,514	372,326
	平均年齢(歳)	43.4	43.2	43.0	42.8	42.5	42.2
うち 行政職員	平均給与月額(円)	351,508	349,127	347,110	344,462	342,692	341,762
	平均年齢(歳)	42.6	42.3	42.2	41.9	41.7	41.5

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、その他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値である。

3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所383事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した143事業所を対象（うち調査実施事業所数は135事業所）として「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

〔初任給の状況〕

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で24.1%（昨年24.9%）、高校卒で29.2%（同38.2%）となっており、昨年に比べ減少している。

また、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で71.8%（昨年33.1%）、高校卒で71.6%（同52.5%）となっており、昨年に比べ大きく増加している。

表3 民間における初任給の改定状況等

項目 学 歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額 円
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
大学卒	% 24.1	% (71.8)	% (28.2)	% (0.0)	% 75.9	206,421
高校卒	29.2	(71.6)	(28.4)	(0.0)	70.8	164,959

※ （ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

[給与改定の状況]

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は40.5%で昨年（33.9%）に比べると増加している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベア慣行なし
	%	%	%	%
係 員	40.5	1.3	0.0	58.2
課長級	36.1	1.3	0.0	62.6

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は87.4%と昨年（79.2%）に比べて増加している。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は28.0%と昨年（19.8%）に比べて増加し、減額となっている事業所の割合も6.5%と昨年（2.5%）に比べて増加している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給					定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	87.4	86.4	28.0	6.5	51.9	1.0	12.6
課長級	80.8	79.8	27.1	6.0	46.7	1.0	19.2

※ ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

〔特別給の支給状況〕

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表6に示すとおり4.48月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	318,558円
	上半期（A2）	320,312円
特別給の支給額	下半期（B1）	705,572円
	上半期（B2）	726,393円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.21月分
	上半期（B2/A2）	2.27月分
	年間計	4.48月分

※1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記2の「令和5年県職員給与等実態調査」及び前記3の「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、職員の給与が民間給与を3,528円（1.01%）下回っている。

表7 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B) $\left[\frac{(A - B) \times 100}{B} \right]$
351,205円	347,677円	3,528円 (1.01%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

なお、職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(※1)から時間外手当(※2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

(2) 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は4.40月であり、前述した民間の支給割合4.48月分を下回っている。

5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表9のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職員の指数は97.4と、2.6ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は99.8であり、本県は2.4ポイント低い状況となっている。

表9 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和4年4月1日現在)

宮 崎 県	97.4
都道府県平均指数	99.8
指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	19
98以上 100未満	23
96以上 98未満	3
96未満	1
国	100.0

※1 令和4年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※2 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と職員の平均給与月額（単純平均）を比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10 職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
職員（行政職員）（A）	歳 42.2	円 347,797	円 321,167	円 10,081	円 926	円 6,499	円 7,990	円 1,135
国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）（B）	42.4	404,015	322,487	8,602	43,800	12,688	7,447	8,991
差（A-B）	△ 0.2	△ 56,218	△ 1,320	1,479	△ 42,874	△ 6,189	543	△ 7,856

※1 職員、国家公務員ともに本年度の新規採用者は含まれていない。

※2 「給料の月額」は、給料の調整額を含む。

※3 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

※4 各欄の合計は、四捨五入の関係で平均給与月額と一致しない場合がある。

6 物価・生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては3.5%、宮崎市においても3.5%それぞれ上昇している。

(2) 生計費

家計調査（総務省統計局）における本年4月の宮崎市における消費支出（2人以上の世帯のうち勤労者世帯）は、1世帯当たり261,695円となっている。

7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、国会及び内閣に対して本年8月7日に、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

このうち、本年の官民較差に基づく給与改定について、民間給与との較差3,869円（0.96%）を埋めるため、平均1.1%の俸給表の引上げを行い、本年4月に遡及して実施することとする報告及び勧告がなされたところである。

また、特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を現在の4.40月から0.10月分引上げ、4.50月とする旨の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

8 本年の給与の改定等

(1) 給与改定の考え方

本委員会における職員の給与改定に係る基本的な考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、職員の給与決定の要素となる国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに民間従業員並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり判断した。

(2) 改定の内容

ア 月例給

本年4月の月例給における職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり職員給与が民間給与を3,528円(1.01%)下回っている。また、職員給与と国家公務員及び他の都道府県職員給与との比較を見ると、前記5のとおり昨年4月1日時点におけるラスパイレス指数は、職員は97.4(全都道府県平均99.8)

と低い水準にあるなど、職員の給与水準が、民間並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与水準を下回っている。

これらのことから、本年においては、月例給を引き上げる必要がある。

なお、引上げに当たっては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定することが適当である。

(7) 給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表（給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

(*)人事院勧告の改定内容：

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、一般職試験（高卒者）に係る初任給を12,000円、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を11,000円引上げ。

これを踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を通減させる形で引上げ改定。

定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定。

(4) 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

イ 特別給

前記4(2)のとおり、職員の支給月数4.40月は、民間の支給割合4.48月分を0.08月分下回っている。

このため、民間の支給割合との均衡を図るよう、支給月数を0.10月分引上げ、4.50月分とすることが適当である。

その際、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当から0.10月分引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

9 給与制度に関するその他の事項

(1) 獣医師の給与

畜産業が盛んな本県において、獣医師は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病への対応や食の安全・安心の確保など、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、近年、獣医師の採用者数は採用予定者数を恒常的に下回り、必要な人材を確保することが非常に困難となっており、今後、本県の家畜防疫業務や食肉衛生検査業務に大きな支障を来すことが懸念される。

こうしたことから、他の都道府県の動向等を踏まえ、獣医師の安定的な確保のため、初任給調整手当の引上げについて早急に検討する必要がある。

(2) 給与制度のアップデート

人事院は、多様で有為な人材の確保を始めとする現下の人事管理上の重点課題に対応するため、給与制度のアップデートについて、本年の報告で骨格案を示し、令和6年に向けて一体的に検討作業を進めるとしている。

国における検討の結果が、本県の給与制度に大きな影響を与えるものと考えられることから、引き続き国の検討状況や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

Ⅱ 公務運営の改善について

本格的な少子高齢・人口減少社会の進行や世界的なエネルギー・食料価格の高騰など、社会経済情勢が大きく変化することに伴い、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員一人ひとりの資質や能力をより一層高め、組織全体のパフォーマンスを最大限発揮していくことが大変重要である。

さらに、地球温暖化等による近年の大規模な自然災害や長期にわたり猛威を振るう新型コロナウイルス感染症等の頻発する危機事象に対しても、業務の継続性と安定性を確保するための体制整備を引き続き講じていく必要がある。

そのため、徹底した業務見直し等による効率的な行政運営に取り組むと同時に、組織を構成する職員が心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働き続けられる勤務環境を整えることが不可欠となる。

働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する今日、個々の職員の事情に応じた働き方を推進し、職員一人ひとりのWell-being(*)の実現に向けた環境を整備することが、職員の士気や組織活力の維持・向上につながり、ひいては多様で有為な人材から魅力ある職場として選ばれる宮崎県庁になることを期待するものであり、その具体的な取組の方向性等について、次のとおり述べる。

(*)Well-being: 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する。なお、

世界保健機関の憲章前文では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう」とされている。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

人材の確保については、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、非常に厳しい状況にある。

そのような中、本県においては、大学卒業程度採用試験において、多くの民間企業で採用されている試験方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化を図るとともに、昨年度は、一部の技術系職種で採用試験を2回実施するなど、様々な手段を講じて受験者の確保に取り組んでいるところである。

しかしながら、技術系職種においては、近年、最終競争倍率が2倍前後で推移するとともに、県職員採用試験全体の受験者数が再び減少傾向となるなど、受験者の確保が喫緊の課題となっている。

このため、今後とも社会情勢の変化に対応した不断の試験制度の見直しを行うとともに、SNS、WEB会議ツール、動画配信等の効果的な活用や対面による高校・大学等での説明会、任命権者によるインターンシップの実施などを通して、県職員の魅力や仕事のやりがい具体的に伝わるよう啓発・広報活動の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

このほか、近年、最終合格者からの辞退が増えていることにより、複数の区分試験で内定者数が採用予定数を下回る状況が続いているため、引き続き、合格者へのフォローアップを充実させるなど、辞退の防止にさらに取り組むとともに、合格者のニーズ等を踏まえて、前倒し採用を実施するなど、採用時期についても柔軟に対応していく必要がある。

(2) 人材の育成

職員一人ひとりの資質や能力をより一層高めていくためには、各職場におけるOJTをしっかりと機能させるとともに、仕事への意欲や能力を高めるための研修の実施や自己啓発等の支援など、継続的かつ計画的に人材育成を推進していく必要がある。

また、近年、新規採用職員の採用が増えていることから、これらの職員が県庁生活に円滑に適応できるよう相談体制の充実に引き続き取り組む必要がある。

人事評価制度については、国において、人事評価を人材育成やマネジメントの強化に活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握し、その結果を任用、給与等に反映されるよう、制度の改正が行われたところであるが、本県においても、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、今後とも適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の活躍推進

多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現するためには、県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大が重要となっている。

そのような中、本県においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定し、女性の活躍推進に向けた取組を進めているところである。今後とも、管理職への登用や育児休業からの円滑な職場復帰に係る支援の充実、ライフステージに応じたキャリ

ア形成のための支援を行うなど、女性職員が一層その能力を発揮し、活躍できるための環境の整備に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

なお、本年6月に改定された「みやざき行財政改革プラン（第四期）」では、令和9年4月1日現在における知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合を20.0%とする目標値が設定されており、令和5年4月1日現在で19.1%となっている。今後とも、着実な推進を図っていく必要がある。

3 障がい者雇用の推進

障がいのある方が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障がい者雇用の持続的な推進が求められている。

本県においては、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）を対象とした選考採用試験を行い、障がい者の雇用の推進に取り組んでいるところであるが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定める障害者雇用率が令和6年4月1日以降、段階的に引き上げられることから、今後とも、法律の趣旨に沿った適切な採用選考を行っていく必要がある。

任命権者においては、「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が活躍できる職場づくりに向けて、環境の整備や支援体制の充実に取り組んでいるところである。今後とも、障がいの内容及び程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、同計画に掲げられた取組を着実に進め、障がいの有無に関わらず、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

4 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア 仕事と生活の両立支援

国全体で誰もが活躍できる社会の実現を目指す中、子育てや介護を行う者の負担軽減が課題となっており、これらの職員を含めた全ての職員がそれぞれの事情に応じて職務に従事できるよう、周りの職員の理解と協力の下に、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

とりわけ子育てについては、家庭での負担が女性に偏りがちであるため、その負担を軽減し、仕事との両立を図っていく観点から、男性の育児参加を推進していくことが必要であり、本県においても、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講じてきたところである。

このような中、知事部局では、男性の育児休業取得促進に向け、配偶者が出産予定の男性職員についても、各所属長が「子育てマイプラン」を基に面談を実施し、育児に関する各種制度の活用を推進すること等の取組を行った結果、令和4年度の取得率は、44.0%と前年度(26.3%)を大きく上回っている。

なお、「みやざき行財政改革プラン(第四期)」では、男性の育児休業取得率を85%(達成年度：令和8年度)とする目標を掲げたところである。

また、警察本部では、男性の育児休業取得率を50%とする目標(達成年度：令和7年度)を掲げ、職員の仕事と生活の調和を図るため居住地規制の緩和や管理職員等の主導による男性の育児休業の取得促進等の取組がなされており、令和4年度の取得率は、61.7%と前年度(47.1%)を大きく上回っている。

一方、介護に関しては、高齢化がますます進む中で、本県においても、短期介護休暇を取得する職員は年々増加しており、今後も介護に係る休暇制度の利用者は増えていくと思われる。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、各種制度がより有効に活用されるよう、引き続き職員への周知に努めるとともに、管理職員をはじめ、職場全体で、子育てや介護に対する理解を促進していくことが必要である。あわせて、子育てや介護中の職員が在籍する職場では、担当制の活用や代替職員の配置等による業務執行体制を確保していくことで、全ての職員の仕事と生活の両立を実現する勤務環境につながるものとする。

イ 柔軟な働き方の推進

すべての職員が、その能力を十分に発揮するためには、多様な時間や場所において働くことのできる勤務環境の整備が重要である。

任命権者においては、時差出勤の実施やサテライトオフィス設置の取組のほか、在宅勤務の正式導入等が行われているところである。

その中でもテレワークについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機として、本県においても活用が広がってきているところであるが、災害時や感染症拡大等の危機事象発生時の安定的な業務の継続に資することはもちろんのこと、育児や介護をはじめ仕事との両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進にも役立つものである。そのため、今後も職員がテレワークをより利用しやすい環境となるよう、電子決裁の導入や書類の電子化などの諸課題の分析・検証を行い、行政のデジタル化をより推進して

いくとともに、積極的に利用できる雰囲気醸成を図ることで、テレワークが柔軟で多様な働き方の選択肢の一つとして定着していくことが重要である。

また、人事院の勧告等において今回盛り込まれたフレックスタイム制の活用による「勤務を割り振らない日(*)」を一般の職員に拡大することや勤務間インターバルの確保等については、柔軟な働き方を推進するものであることから、国や他の地方公共団体の動向を注視するとともに、公務運営の確保等の課題を含めた制度の在り方について調査検討していく必要がある。

(*)勤務を割り振らない日：勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定すること（現在、国において育児介護等職員に認められている措置）。

ウ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、日常生活における職員の心身の疲労を回復し、自身や家庭生活にゆとりをもたらす効果もあることから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

任命権者においては、各々が定める特定事業主行動計画の中で、年次休暇の取得目標を16日（目標達成年度：令和6年度）又は17日（警察本部、目標達成年度：令和8年度）と設定し、「働き方改革」等の取組を進める中で、職員の休暇取得を積極的に推進しているところであり、当委員会が任命権者に対して令和4年の年次休暇の取得状況を調査したところ、職員の平均取得日数は

12.9日となっており、前年（12.6日）の数値を上回った。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、引き続き職場での計画的な休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、職員の休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、まずはその要因を分析し、有効な対策を講じることが必要である。さらに、各所属においては、上司が率先して休暇を取得すること等により、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持・増進、さらにはワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

本県においては、時間外勤務命令の上限を、人事委員会規則により、原則として、1か月につき45時間、1年につき360時間、他律的部署に関しては1か月につき100時間、1年につき720時間と定めている。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員については、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。なお、これまで、任命権者により特例業務に指定された業務はない。

令和4年度の任命権者からの報告によると、1か月に80時間を超える時間外勤務を行った職員は、実人数で219人（全職員のうち3.6%）、そのうち100時間以上の時間外勤務を行った職員は104人

(同1.7%)に上っており、長時間の超過勤務を行っている職員は依然として存在している状況である。

このような状況を踏まえ、各所属においては、時間外勤務の事前命令の徹底、客観的把握に基づく勤務時間の適正な管理、業務の的確な進行管理等、マネジメントの強化を引き続き図るとともに、組織全体でRPA(*1)やAI-OCR(*2)等のICTツールの導入、各種業務システムへの電子決裁等の導入による行政のデジタル化を今後より一層推進し、業務の迅速化・効率化に取り組んでいく必要がある。

また、任命権者においても、上限時間を超える時間外勤務が生じることのないよう、計画的な業務の遂行について職員に周知徹底するなど、時間外勤務命令を必要最小限にとどめるため更なる取組の推進が必要である。

これらの取組を進めてもなお長時間にわたる時間外勤務を行わざるを得ない場合には、その要因を分析、検証した上で、人員配置を柔軟に見直すなど、早期に職員の負担軽減を図る必要がある。当委員会も、任命権者の取組を注視し、引き続き所属へのヒアリング等による実態の把握を行うこととする。

(*1) RPA : Robotic Process Automationの略で、パソコン上で行う入力や編集等の定型的作業をソフトウェアにより自動処理するものをいう。

(*2) AI-OCR : AI-Optical Character Recognition/Readerの略で、申請書等の紙媒体をスキャナ等で読み取り、AI技術を活用してデジタルデータ化するものをいう。

イ 教員の業務負担の軽減

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、やりがいと誇りを持って能力を発揮できる職場環境を整備することが極めて重要である。

このような中、県教育委員会においては、令和5年3月に「学校における働き方改革推進プラン(第二期)」(以下「働き方改革推進プラン」という。)を策定し、教員の在校等時間の管理と併せて業務改善等(教育DXの推進、部活動の地域移行に向けた環境整備ほか)を推進するなど、働きやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

加えて、教員の時間外業務時間(*)について、令和4年10月に県教育委員会が実施した教職員勤務実態調査によると、従来からの取組により、小学校や中学校、高等学校等の全ての学校において、校長や教頭、教諭等のいずれの職種も1か月あたり80時間以上の割合は着実に減少してきているが、副校長・教頭については12.1%と高い割合になっている。また、教育委員会規則で定められた上限時間の45時間を超えて勤務をしている教員も依然として見受けられる状況である。

時間外業務の主な要因としては、部活動や保護者対応、調査・照会等の学校事務が挙げられており、また、GIGAスクール構想の推進により、タブレット等を用いた授業準備等も必要となるため、ICTに不慣れな教員にとっては、一時的ではあるが、時間外業務時間増加の新たな要因となっていると思われる。

このことから、各学校においては、校務支援システム等を活用した適切な出退勤管理により、客観的な在校等時間を把握すると

ともに、ICTの推進体制の整備及び教職員のICTの活用指導力の向上を図り業務改善を行っていくこと、また、学校全体で「働き方」や「職場環境」についての意識改革を進め、保護者や地域の理解と協力を得ることで、教員の業務負担の軽減を確実に進め、ひいては時間外業務時間の縮減につなげることが重要である。

なお、教員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっている部活動のあり方については、国の動向を注視しながら、引き続き検討を進めていく必要がある。

また、県教育委員会においては、働き方改革推進プランが、厳しい職場環境に置かれた教員にとって、真の働き方改革につながるよう、市町村教育委員会等と連携して、教員の働きやすい職場環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進していくことが求められる。

(*)時間外業務時間：在校等時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間であり、時間外勤務時間とは異なる。

(3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、自身やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものであり、さらに公務において職員が能力を十分に発揮し、組織の活力を高め、職場全体の生産性を向上させる上で、最も大事な要素である。

このことから、任命権者においては、職員の心身の不調を未然に防止するため、メンタルヘルス研修や健康指導等を実施するとともに、健康経営を実践する「健康県庁」宣言を行い、食生活の改善や

運動の習慣化を推進するなど、職員の健康の保持・増進のための取組を進めている。

しかしながら、心身の故障による休職者は増加傾向にあり、とりわけメンタルヘルスに関しては、過去5年間、心の健康の問題が原因で休職する職員の割合が、休職者全体の6割を超える状況が続いている。

このため任命権者においては、今後とも一層、心身の不調が顕在化していないケースも含め、全ての職員の心身の健康を保持・増進するために、ストレスチェックの分析結果の活用による職場環境改善、心身不調の予防及び早期発見・対応のために職員個人が取り組む「セルフケア」、管理職員等が取り組む「ラインケア」を進める等、健康管理を徹底する必要がある。

また、傷病休暇を取得した又は休職した職員に対しては、職場への復帰支援や復帰後の再発防止といった各場面において、関係部署が連携して適時適切な対策等を実施するなど、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

なお、危機事象への対応を含む長時間労働は心身の健康保持に大きく影響を及ぼすものであるため、その是正に関する取組は職員の心身の不調の防止という観点からも重要である。あわせて、長時間労働による健康リスクの高い職員に対する面接指導を確実に実施し、その状況を踏まえた措置を講じていくこと、面接指導が必須ではない職員に対しても、健康状態に留意して適切な支援を行っていく必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

あらゆるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、確実になくしていかなければならない。

任命権者においては、これまで懲戒処分の基準及びハラスメントの防止等に関する要綱の改正、職員に対する研修、意識啓発等の取組を行うことで対策強化を図ってきたが、当委員会が令和4年度に受理した職員からの苦情相談においては、「ハラスメント及びそれに類する行為」に関する相談が依然として見受けられる。

相談内容を見ると、上司や同僚からの思いやりに欠ける心ない発言や態度に起因するケースが多く、ハラスメントであるかどうか以前に、職員同士が互いの話を傾聴し、個々の立場を尊重するなど、職場における信頼関係の構築が何よりも重要である。

このため、管理職員をはじめとする職員一人ひとりが、ハラスメントに対する関心と理解を深めた上で、自らの言動に注意を払い、ハラスメントのない勤務環境づくりに取り組まなければならない。

任命権者においては、引き続き、職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、管理職員等が職員からの相談に適切に対応するための研修を充実させるなど、ハラスメントやそれに類する行為がなくなるよう、強い意志を持って有効な取組を行っていく必要がある。

5 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用

職員の定年については、本年度以降、60歳から65歳へ段階的に引き上げられることから、対象となる職員が60歳以後の任用、給与等の制度について十分理解し、勤務の意思を決定できるよう引き続き適切に

情報提供を行うとともに、高齢層職員の能力及び経験を積極的に活用し、組織活力の維持・向上を図る必要がある。

また、定年の引上げにより、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、職員の士気の向上や組織活力を維持していくためには、中長期的な視点に立った計画的な人材育成・能力開発やキャリア形成支援、若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

6 会計年度任用職員制度の適正な運用

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたところであるが、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう適正な任用・勤務条件の確保など、適切な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

7 信頼の確保

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、全ての職員が高い倫理意識の下、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いている。

このため、各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素から指導を徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は、以上のとおりである。

その結果、本年は、月例給及び特別給の引上げについて勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告します。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。
- (イ) 行政職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

- (ア) 令和5年12月期の支給割合
 - a b及びc以外の職員勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.50月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.60月分）とすること。

c 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.00月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.20月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.575月分）とすること。

c 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.70月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)については令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)については令和6年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
定年前	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
再任用	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
短時間	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
勤務職	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
員以外	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
の職員	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	円 217,800	円 260,200	円 298,200	円 342,900	円 367,000	円 393,900	円 436,600	円 468,500	円 528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600	382,500					
	95		296,200	344,100	382,900					
	96		296,600	344,500	383,300					
	97		296,800	344,700	383,600					
	98		297,100	345,100	384,100					
	99		297,500	345,500	384,500					
	100		297,900	345,800	384,900					
定年前	101		298,100	346,100	385,200					
	102		298,400	346,500						
再任用	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
短時間	105		299,300	347,800						
勤務職	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
員以外	108		300,300	349,000						
の職員	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
定年前	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
再任用	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
短時間	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
勤務職	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
員以外	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
の職員	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
定年前	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
再任用	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
短時間	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
勤務職	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
員以外	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
の職員	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000				
定年前	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300				
再任用	98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700				
短時間	99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100				
勤務職	100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500				
員以外	101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800				
の職員	102	311,500	335,700	361,800	389,200					
	103	312,500	336,700	362,900	389,800					
	104	313,500	337,800	364,000	390,300					
	105	314,300	338,900	365,200	390,600					
	106	314,900	340,000	365,700	391,000					
	107	315,500	341,000	366,300	391,500					
	108	316,100	342,000	366,900	391,800					
	109	316,600	343,200	367,500	392,100					
	110	317,100	344,200	368,000	392,600					
	111	317,500	345,200	368,500	393,100					
	112	318,000	346,100	369,000	393,600					
	113	318,800	347,000	369,400	393,900					
	114	319,500	347,900	369,800	394,400					
	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500	399,900					
	127		355,400	376,000	400,300					
	128		355,800	376,500	400,800					
定年前	129		356,200	376,800	401,200					
	130		356,600	377,300	401,700					
再任用	131		357,000	377,800	402,100					
	132		357,400	378,300	402,600					
短時間	133		357,600	378,600	403,000					
勤務職	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
員以外	136		358,800	379,900						
の職員	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
定年前	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
再任用	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
短時間	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
勤務職	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
員以外	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
の職員	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
定年前	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
再任用	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
短時間	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
勤務職	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
員以外	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
の職員	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
	80	287,000	370,900	414,900		
	81	287,800	372,300	416,200		
	82	288,900	373,800	417,400		
	83	289,900	375,200	418,400		
	84	290,900	376,500	419,600		
	85	291,900	377,600	420,800		
	86	292,900	379,000	422,000		
	87	293,900	380,400	423,200		
	88	294,900	381,700	424,200		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	296,000	382,900	425,300		
	90	297,100	384,200	426,300		
	91	298,200	385,300	427,300		
	92	299,200	386,500	428,300		
	93	299,700	387,700	429,200		
	94	300,700	388,800	430,000		
	95	301,800	390,000	430,800		
	96	303,000	391,200	431,600		
	97	304,000	392,600	432,400		
	98	305,100	393,600	432,800		
	99	306,100	394,600	433,200		
	100	307,100	395,600	433,600		
	101	307,900	396,500	434,000		
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
定年前	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
再任用	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
短時間	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
勤務職	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
員以外	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
の職員	116	317,900	409,100	437,900		
	117	318,400	409,700	438,100		
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
定年前	149	328,500				
再任用	150	328,700				
	151	329,000				
短時間	152	329,300				
	153	329,500				
勤務職	154	329,700				
	155	330,000				
員以外	156	330,300				
	157	330,500				
の職員	158	330,700				
	159	331,000				
	160	331,300				
	161	331,500				
	162	331,700				
	163	332,000				
	164	332,300				
	165	332,500				
	166	332,700				
	167	333,000				
	168	333,300				
	169	333,500				
	170	333,700				
	171	334,000				
	172	334,300				
	173	334,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
定年前	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
再任用	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
短時間	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
勤務職	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
員以外	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
の職員	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
定年前	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
再任用	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
短時間	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
勤務職	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
員以外	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
の職員	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300	399,000		
	91	284,900	332,800	399,500		
	92	285,900	333,200	400,200		
	93	286,800	333,500	400,600		
	94	287,700	333,900	401,100		
	95	288,700	334,300	401,600		
定年前	96	289,600	334,700	402,300		
	97	289,900	335,200	402,700		
再任用	98	290,800	335,700	403,200		
	99	291,500	336,200	403,700		
短時間	100	292,400	336,700	404,400		
	101	293,300	337,200	404,800		
勤務職	102	293,900	337,700	405,300		
	103	294,600	338,200	405,800		
	104	295,300	338,700	406,500		
員以外	105	295,800	339,100	406,900		
	106	296,300	339,500			
の職員	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表
ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
定年前	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
再任用	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
短時間	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
勤務職	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
員以外	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
の職員	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
定年前	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
再任用	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
短時間	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
勤務職	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
員以外	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
の職員	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
再任用	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
短時間	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
勤務職	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
員以外 の職員	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
定年前	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
再任用	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
短時間	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
勤務職	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
員以外	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
の職員	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
定年前	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
再任用	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
短時間	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
勤務職	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
員以外	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
の職員	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
	86		290,700	326,500	347,300	388,900		
	87		290,900	326,700	347,600	389,300		
	88		291,100	327,000	347,900	389,700		
	89		291,500	327,400	348,300	390,100		
	90		291,700	327,800	348,600	390,600		
	91		291,900	328,200	349,000	391,000		
	92		292,100	328,600	349,300	391,400		
定年前	93		292,500	328,900	349,700	391,800		
再任用	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
短時間	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
勤務職	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
員以外	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
の職員	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
定年前	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
再任用	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
短時間	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
勤務職	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
員以外	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
の職員	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
定年前	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
再任用	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
短時間	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
勤務職	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
員以外	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
の職員	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300		
	101	289,100	320,200	352,900	370,900		
	102	289,900	320,800	353,300	371,400		
	103	290,700	321,400	353,800	371,900		
	104	291,500	321,900	354,200	372,300		
定年前	105	292,100	322,300	354,500	372,900		
	106	292,600	322,800	355,000	373,400		
再任用	107	293,100	323,300	355,400	373,900		
	108	293,500	323,800	355,700	374,400		
短時間	109	293,700	324,200	356,200	375,000		
	110	294,000	324,600	356,700	375,400		
	111	294,200	324,900	357,200	375,900		
勤務職	112	294,500	325,200	357,700	376,400		
員以外	113	294,800	325,500	358,200	377,000		
	114	295,000	325,900	358,700			
	115	295,300	326,300	359,200			
の職員	116	295,500	326,600	359,600			
	117	295,800	326,800	360,000			
	118	296,100	327,100	360,400			
	119	296,400	327,500	360,900			
	120	296,700	327,700	361,400			
	121	297,000	327,900	361,800			
	122	297,400	328,200	362,300			
	123	297,700	328,500	362,800			
	124	298,100	328,800	363,300			
	125	298,300	329,000	363,600			
	126	298,500	329,300				
	127	298,800	329,700				
	128	299,200	329,900				
	129	299,400	330,100				
	130	299,700	330,300				
	131	300,100	330,700				
	132	300,500	330,900				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	300,700	331,200				
	134	301,000	331,600				
	135	301,400	332,000				
	136	301,700	332,400				
	137	301,900	332,700				
	138	302,200	333,100				
	139	302,600	333,500				
	140	302,900	333,900				
	141	303,100	334,200				
	142	303,500	334,600				
	143	303,900	334,900				
	144	304,200	335,300				
定年前	145	304,400	335,600				
	146	304,600	336,000				
再任用	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
短時間	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
勤務職	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
員以外	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
の職員	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
定年前	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
再任用	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
短時間	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
勤務職	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
員以外	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
の職員	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
定年前	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
再任用	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
短時間	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
勤務職	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
員以外	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
の職員	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900		
	95	297,000	370,100	412,200		
	96	297,700	371,200	412,500		
	97	298,400	372,200	412,700		
	98	299,200	373,200	413,000		
	99	300,000	374,200	413,300		
	100	300,700	375,100	413,500		
	101	301,400	375,900	413,700		
	102	301,800	376,900	414,000		
	103	302,200	377,800	414,300		
	104	302,600	378,700	414,500		
定年前	105	302,800	379,500	414,700		
	106	303,100	380,400	415,000		
再任用	107	303,400	381,300	415,300		
	108	303,600	382,200	415,500		
短時間	109	303,800	383,000	415,700		
	110	304,000	384,000	416,000		
勤務職	111	304,300	384,900	416,300		
	112	304,600	385,800	416,500		
員以外	113	304,800	386,400	416,700		
	114	305,000	387,300	417,000		
の職員	115	305,200	388,200	417,300		
	116	305,500	389,100	417,500		
	117	305,800	389,900	417,700		
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
150		404,800				
151		405,100				
152		405,300				
153		405,500				
154		405,800				
155		406,100				
156		406,300				
157		406,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

- 備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

別添 1

国家公務員の給与等に関する
人事院の報告及び勧告

目 次

1	令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子 -----	62
2	令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子-----	64
3	令和5年 給与勧告の骨子 -----	64
4	給与制度のアップデート 概要 -----	66

基本的な考え方


社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠


職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現 令和6年
給与アップデート
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりを資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円,+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円,+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

別添 2

参 考 資 料

目 次

1	職員給与関係資料	
	令和5年県職員給与等実態調査の概要	70
	第1表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移	71
	第2表 職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比	72
	第3表 職員の給料表別平均給与月額	73
	第4表 職員の給料表別諸手当支給状況	74
	第5表 職員の職務の級別、号給別人員	90
	第6表 職員の給料表別、年齢別人員	106
	第7表 暫定再任用職員の給料表別、年齢別人員	108
	(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移	109
2	民間給与関係資料	
	令和5年職種別民間給与実態調査の概要	111
	第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	112
	第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	113
	第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	114
	第11表 民間における初任給の改定状況	123
	第12表 民間における家族手当の支給状況	123
	第13表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	124
	第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	124
	第15表 民間における定年制の状況	124
	第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	124
	第17表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	125
	第18表 民間における公共交通機関使用者に係る通勤手当の支給状況	125
	第19表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	125
	第20表 民間における高速料金に係る通勤手当の支給状況	125
3	生計費及び労働経済関係資料	
	令和5年4月の標準生計費算定方法	126
	第21表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)	127
	第22表 労働経済指標	128

1 職員給与関係資料

令和5年県職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

2 調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、暫定再任用職員及び臨時的任用職員等を除く。）で令和5年4月1日に在職する者

3 調査の内容

令和5年4月分の給与、年齢、学歴等について調査した。

第1表 職員の給料表別職員数、
平均年齢及び平均給与月額推移

給料表の区分	職 員 数				平 均 年 齢		平 均 給 与 月 額			
	令4. 4.1 現 在	令5. 4.1 現 在	構成比	増加率	令4. 4.1 現 在	令5. 4.1 現 在	令4. 4.1 現 在	令5. 4.1 現 在	増加率	
	人	人	%	%	歳	歳	円	円	%	
全 職 員	14,615	14,545	100.0	-0.5	42.5	42.2	373,514	372,326	-0.3	
うち行政職員	4,171	4,137	28.4	-0.8	41.7	41.5	342,692	341,762	-0.3	
県 関 係 職 員	計	8,951	8,976	61.7	0.3	41.6	41.4	363,436	362,910	-0.1
	行政職	3,921	3,912	26.9	-0.2	41.7	41.5	344,416	343,351	-0.3
	公安職	1,966	1,988	13.7	1.1	37.4	37.3	341,005	342,821	0.5
	教育職	2,492	2,502	17.2	0.4	44.8	44.7	405,603	404,257	-0.3
	研究職	172	171	1.2	-0.6	41.4	41.2	351,880	352,921	0.3
	医療職(一)	39	36	0.2	-7.7	38.3	38.7	871,362	867,245	-0.5
	医療職(二)	229	227	1.6	-0.9	42.1	42.4	363,910	365,852	0.5
	医療職(三)	132	140	1.0	6.1	40.0	40.2	330,589	333,525	0.9
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,664	5,569	38.3	-1.7	43.9	43.4	389,440	387,502	-0.5
	教育職	5,412	5,342	36.7	-1.3	44.0	43.5	392,880	390,617	-0.6
	学校栄養職	2	2	0.0	0.0	37.5	38.5	304,550	321,800	5.7
	事務職	250	225	1.5	-10.0	41.2	40.9	315,661	314,123	-0.5

(注) 1 給与月額は、給料（給料の調整額、教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。

2 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

第2表 職員の給料表別、性別
及び学歴別人員構成比

給料表の区分	性别人員構成比		学歴別人員構成比				
	男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④	
全職員	% 60.7	% 39.3	% 80.8	% 5.6	% 13.1	% 0.5	
うち行政職員	71.5	28.5	71.7	2.3	24.5	1.5	
県 関 係 職 員	計	70.8	29.2	76.3	3.0	20.0	0.7
	行政職	72.8	27.2	73.5	1.9	23.2	1.3
	公安職	89.7	10.3	57.8	1.4	40.7	-
	教育職	57.4	42.6	92.3	4.2	3.2	0.4
	研究職	78.4	21.6	98.2	1.8	-	-
	医療職(一)	80.6	19.4	100.0	-	-	-
	医療職(二)	49.8	50.2	93.4	6.6	-	-
	医療職(三)	9.3	90.7	71.4	28.6	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	44.4	55.6	88.1	9.8	1.9	0.2
	教育職	44.2	55.8	90.1	9.9	-	-
	学校栄養職	-	100.0	100.0	-	-	-
	事務職	49.8	50.2	39.6	8.9	47.1	4.4

(注) 学歴区分は、給与決定上の学歴である。

(注) 学歴別人員構成比の計(①+②+③+④)は四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給料表の区分	平均給与月額									
	給料の月額 ①	うち給料の 調整額	うち教職 調整額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全職員	345,920	1,330	6,702	9,670	454	5,394	7,812	3,076	372,326	
うち行政職員	315,925	237	-	9,716	890	6,246	7,894	1,091	341,762	
県 関 係 職 員	計	335,964	1,505	3,809	11,105	736	4,525	7,669	2,911	362,910
	行政職	316,921	250	-	9,953	942	6,605	7,873	1,057	343,351
	公安職	316,076	-	-	14,986	121	2,200	6,575	2,863	342,821
	教育職	381,425	3,345	13,666	10,560	-	3,174	8,125	973	404,257
	研究職	330,855	-	-	10,927	132	1,819	8,701	488	352,921
	医療職(一)	427,969	2,339	-	8,417	73,898	25,475	8,103	323,383	867,245
	医療職(二)	336,126	14,293	-	7,621	-	4,899	7,756	9,449	365,852
	医療職(三)	320,336	5,950	-	4,454	-	881	7,855	-	333,525
市 町 村 立 学 校 職 員	計	361,967	1,048	11,364	7,358	-	6,793	8,042	3,341	387,502
	教育職	364,651	1,092	11,847	7,435	-	7,082	8,037	3,413	390,617
	学校栄養職	321,800	-	-	-	-	-	-	-	321,800
	事務職	298,609	-	-	5,591	-	-	8,252	1,671	314,123

(注) その他は初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

(注) 各欄の計(①+②+③+④+⑤+⑥)は四捨五入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

第4表 職員の給料表別諸手当支給状況

その1 給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分	職員数	給料の調整額					教職調整額		
		受給者数				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
		計	調整数1	調整数2	調整数3				
全職員	14,545	1,540	1,369	62	109	12,562	7,039	13,848	
うち行政職員	4,137	70	51	6	13	13,997	-	-	
県 関 係 職 員	計	8,976	1,008	837	62	109	13,403	2,378	14,378
	行政職	3,912	70	51	6	13	13,997	-	-
	公安職	1,988	-	-	-	-	-	-	-
	教育職	2,502	765	765	-	-	10,939	2,378	14,378
	研究職	171	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(一)	36	3	-	3	-	28,067	-	-
	医療職(二)	227	128	20	12	96	25,347	-	-
	医療職(三)	140	42	1	41	-	19,833	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,569	532	532	-	-	10,969	4,661	13,577
	教育職	5,342	532	532	-	-	10,969	4,661	13,577
	学校栄養職	2	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	225	-	-	-	-	-	-	-

管 理 職 手 当										
受 給 者 数										受給者1人 当たり額
計	一 種		二 種		三 種		四 種		五 種	
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,249	16	7	29	46	168	162	427	143	251	62,810
356	16	6	24	36	98	127	16	-	33	72,583
568	16	7	29	46	138	162	95	37	38	71,511
356	16	6	24	36	98	127	16	-	33	72,583
55	-	-	5	7	29	14	-	-	-	79,505
124	-	-	-	-	11	-	71	37	5	64,052
6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	51,850
10	-	1	-	2	-	6	1	-	-	91,710
15	-	-	-	1	-	14	-	-	-	74,133
2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	61,650
681	-	-	-	-	30	-	332	106	213	55,554
681	-	-	-	-	30	-	332	106	213	55,554
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その2 初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分	初任給調整手当			扶 養				
	受 給 者 数		受給者1人 当たり額	受給者数	うち下記の扶養親族を有する者			
	計	医師			配偶者	子		
			計	特定期間の子				
人	人	円	人	人	人	人		
全 職 員	124	34	110,821	6,491	2,956	5,486	2,381	
うち行政職員	-	-	-	1,944	920	1,586	727	
県 関 係 職 員	計	124	34	110,821	4,515	2,241	3,832	1,574
	行政職	-	-	-	1,875	890	1,533	694
	公安職	-	-	-	1,241	781	1,090	323
	教育職	-	-	-	1,177	482	1,024	488
	研究職	1	-	15,000	89	46	74	33
	医療職(一)	34	34	341,524	16	12	11	2
	医療職(二)	89	-	23,764	86	25	73	25
	医療職(三)	-	-	-	31	5	27	9
市 町 村 立 学 校 職 員	計	-	-	-	1,976	715	1,654	807
	教育職	-	-	-	1,907	685	1,601	774
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	-	-	-	69	30	53	33

(注) 特定期間の子とは、「満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子」をいう。

手 当			地 域 手 当							
配偶者・子以外の扶養親族	受給者1人 当たり額	平 均 扶 養 親 族 数	受 給 者 数							受給者1人 当たり額
			計	甲 地					医 (一)	
				(6%)	(10%)	(16%)	(20%)	(その他)		
人	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
164	21,669	2.1	108	3	11	12	45	1	36	61,169
52	20,676	2.0	65	-	9	12	43	1	-	56,666
94	22,076	2.1	108	3	11	12	45	1	36	61,169
50	20,766	2.0	65	-	9	12	43	1	-	56,666
5	24,006	2.4	6	2	2	-	2	-	-	40,019
29	22,448	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
3	20,994	2.0	1	1	-	-	-	-	-	22,524
-	18,938	2.2	36	-	-	-	-	-	36	73,898
3	20,116	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
4	20,113	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
70	20,738	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
68	20,829	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	18,232	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-

その3 住居手当、通勤手当

給料表の区分	住 居 手 当							
	借 家 ・ 借 間 等				留 守 家 族			
	受 給 者 数 (手 当 額 別)				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
計	11,000円 以 下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円					
	人	人	人	人	円	人	円	
全 職 員	4,852	78	3,769	1,005	23,341	28	12,961	
うち行政職員	1,361	12	1,012	337	23,889	10	12,830	
県 関 係 職 員	計	2,844	13	2,141	690	24,114	19	12,847
	行政職	1,278	8	951	319	23,988	10	12,830
	公安職	537	2	409	126	24,145	8	13,225
	教育職	840	2	655	183	24,189	1	10,000
	研究職	63	1	46	16	23,616	-	-
	医療職(一)	11	-	3	8	26,518	-	-
	医療職(二)	71	-	48	23	24,799	-	-
	医療職(三)	44	-	29	15	24,993	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	2,008	65	1,628	315	22,246	9	13,200
	教育職	1,925	61	1,567	297	22,240	9	13,200
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	83	4	61	18	22,370	-	-

通 勤 手 当						
受給者数 合計	交 通 機 関 利 用 者 受 給 者 数 (手 当 額 別)					
	計	5,000円 未 満	5,000円 以 上	10,000円 以 上	15,000円 以 上	20,000円 以 上
人	人	人	人	人	人	人
11,908	669 213	8 5	248 8	206 6	48 17	50 18
3,077	540 138	5 3	218 5	161 4	33 12	43 10
6,969	652 202	7 5	245 8	202 5	44 16	49 16
2,888	540 138	5 3	218 5	161 4	33 12	43 10
1,364	65 16	- -	19 1	29 1	4 3	4 2
2,212	29 38	- 2	4 1	9 -	5 1	1 4
160	2 1	- -	1 -	1 -	- -	- -
20	1 -	- -	- -	- -	- -	- -
211	9 7	1 -	2 -	1 -	1 -	1 -
114	6 2	1 -	1 1	1 -	1 -	- -
4,939	17 11	1 -	3 -	4 1	4 1	1 2
4,748	17 11	1 -	3 -	4 1	4 1	1 2
2	- -	- -	- -	- -	- -	- -
189	- -	- -	- -	- -	- -	- -

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

その4 通勤手当 (つづき)

給料表の区分	通 勤 手 当							受給者1人 当たり額
	交 通 機 関 利 用 者 (つ づ き)							
	受 給 者 数 (手 当 額 別)							
	25,000円 以 上	30,000円 以 上	35,000円 以 上	40,000円 以 上	45,000円 以 上	50,000円 以 上		
全 職 員	人	人	人	人	人	人	円	
	33	8	1	1	1	65	16,933	
うち行政職	25	17	2	2	-	113	41,843	
	26	5	-	1	1	47	16,277	
計	13	10	1	-	-	80	43,021	
	32	6	1	1	1	64	16,889	
行政職	21	15	2	2	-	112	42,567	
	26	5	-	1	1	47	16,277	
公安職	13	10	1	-	-	80	43,021	
	3	-	-	-	-	6	16,212	
教育職	3	1	-	1	-	4	31,693	
	3	-	-	-	-	7	26,154	
研究職	5	4	1	1	-	19	42,274	
	-	-	-	-	-	-	10,375	
医療職(一)	-	-	-	-	-	1	51,478	
	-	-	-	-	-	-	-	
医療職(二)	-	1	-	-	-	2	22,767	
	-	-	-	-	-	7	60,280	
医療職(三)	-	-	1	-	-	1	22,138	
	-	-	-	-	-	1	36,102	
計	1	2	-	-	-	1	18,611	
	4	2	-	-	-	1	28,553	
教育職	1	2	-	-	-	1	18,611	
	4	2	-	-	-	1	28,553	
学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	
事務職	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

(つ づ き)

自転車使用者					自動車等使用者				
受給者数 (使用距離別)				受給者1人 当たり額	受給者数 (使用距離別)				
計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上		計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上	15 km 以 上
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人
649	588	57	4	2,268	10,377	2,566	2,626	1,450	888
475	442	31	2	2,217	1,924	448	361	252	124
638	581	55	2	2,210	5,477	1,422	1,203	679	374
472	440	31	1	2,155	1,738	402	321	224	105
130	108	21	1	2,417	1,153	476	318	99	75
6	6	-	-	2,000	2,139	492	492	269	139
14	12	2	-	2,314	143	10	25	35	28
4	4	-	-	2,000	15	3	5	3	-
8	8	-	-	2,000	187	24	25	30	23
4	3	1	-	2,550	102	15	17	19	4
11	7	2	2	5,609	4,900	1,144	1,423	771	514
8	5	2	1	3,263	4,712	1,098	1,383	743	493
-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
3	2	-	1	11,867	186	46	40	28	19

その5 通勤手当（つづき）

給料表の区分		通 勤 手 当								
		自 動 車 等 使 用 者 (つ づ き)								
		受 給 者 数 (使 用 距 離 別)								
		20 km 以 上	25 km 以 上	30 km 以 上	35 km 以 上	40 km 以 上	45 km 以 上	50 km 以 上	55 km 以 上	60 km 以 上
全 職 員		人 514	人 405	人 268	人 253	人 303	人 532	人 276	人 99	人 197
うち行政職員		80	107	63	50	82	172	89	38	58
県 関 係 職 員	計	233	210	159	139	215	406	214	81	142
	行 政 職	67	97	62	42	78	167	81	38	54
	公 安 職	37	25	27	11	15	36	22	6	6
	教 育 職	110	70	57	73	104	154	87	27	65
	研 究 職	5	8	5	6	1	6	6	2	6
	医 療 職 (一)	-	-	1	1	-	2	-	-	-
	医 療 職 (二)	10	2	2	5	13	30	12	4	7
	医 療 職 (三)	4	8	5	1	4	11	6	4	4
市 町 村 立 学 校 職 員	計	281	195	109	114	88	126	62	18	55
	教 育 職	268	185	108	106	84	121	54	18	51
	学 校 栄 養 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 職	13	10	1	8	4	5	8	-	4

(つ づ き)

受給者1人 当たり額	交通機関との併用者			交通機関 (併用分除き) のみ 受給者1人 当たり額	通勤手当の 受給者1人 当たり額	特別加算	
	受給者数		受給者1人 当たり額			特急	高速
	自転車	自動車等					
円	人	人	円	円	円	人	人
10,111	110	103	41,843	22,307	10,634	181	73
12,550	83	55	43,021	21,240	12,972	129	22
11,401	106	96	42,567	22,376	11,975	179	64
12,805	83	55	43,021	21,240	13,154	129	20
7,147	5	11	31,693	18,717	7,416	10	2
11,974	13	25	42,274	33,785	12,653	26	36
12,641	1	-	53,907	24,219	11,967	1	1
9,873	-	-	-	51,478	10,379	1	-
15,252	3	4	60,280	37,910	16,564	9	2
14,965	1	1	36,102	24,816	15,278	3	3
8,669	4	7	28,553	20,195	8,742	2	9
8,609	4	7	28,553	20,195	8,684	2	7
10,400	-	-	-	-	10,400	-	-
10,163	-	-	-	-	10,190	-	2

その6 単身赴任手当、特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任							
		受給者							
		計	単身赴任 手当基礎 額受給者	加算額併給者(職員と配偶者)					1,100km 以上
100km 以上	300km 以上			500km 以上	700km 以上	900km 以上			
全職員	人	人	人	人	人	人	人	人	
	517	387	106	4	-	-	4	-	
うち行政職員	90	37	33	2	-	-	4	-	
県 関 係 職 員	計	297	223	50	4	-	-	4	-
	行政職	90	37	33	2	-	-	4	-
	公安職	168	153	12	2	-	-	-	-
	教育職	35	32	3	-	-	-	-	-
	研究職	2	-	1	-	-	-	-	-
	医療職(一)	1	-	1	-	-	-	-	-
	医療職(二)	1	1	-	-	-	-	-	-
	医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	220	164	56	-	-	-	-	-
	教育職	220	164	56	-	-	-	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	-	-	-	-	-	-	-	-

手 当				特殊勤務手当		
数				受給者1人 当たり額	受 給 者 数	
等の住居間の距離別)					計	受給者1人 当たり額
1,300km 以上	1,500km 以上	2,000km 以上	2,500km 以上			
人	人	人	人	円	人	円
16	-	-	-	33,683	4,733	10,075
14	-	-	-	43,156	187	7,795
16	-	-	-	34,902	2,823	10,851
14	-	-	-	43,156	186	7,833
1	-	-	-	31,071	1,530	8,978
-	-	-	-	30,686	944	14,177
1	-	-	-	60,000	22	4,562
-	-	-	-	38,000	5	23,074
-	-	-	-	30,000	71	12,105
-	-	-	-	-	65	15,072
-	-	-	-	32,036	1,910	8,930
-	-	-	-	32,036	1,909	8,934
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	700

(注) 特殊勤務手当は、令和5年3月勤務実績に対する4月支給分の額である。

その7 特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分	特 地 勤 務 ・ へ き 地 手 当								
	受 給 者 数 (級 地 別)								
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	準公署	
全 職 員	人 422 (329)	人 77 (39)	人 132 (103)	人 175 (150)	人 28 (27)	人 2 (2)	人 - (-)	人 8 (8)	
うち行政職員	52 (42)	3 (2)	23 (19)	23 (18)	1 (1)	- (-)	- (-)	2 (2)	
県 関 係 職 員	計	89 (74)	5 (4)	58 (46)	18 (16)	- (-)	- (-)	- (-)	8 (8)
	行 政 職	35 (30)	- (-)	19 (16)	14 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)
	公 安 職	19 (18)	5 (4)	5 (5)	4 (4)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (5)
	教 育 職	34 (25)	- (-)	34 (25)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	研 究 職	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)
	医療職(一)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	医療職(二)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	医療職(三)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
市 町 村 立 学 校 職 員	計	333 (255)	72 (35)	74 (57)	157 (134)	28 (27)	2 (2)	- (-)	- (-)
	教 育 職	316 (243)	69 (33)	70 (54)	148 (128)	27 (26)	2 (2)	- (-)	- (-)
	学校栄養職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	事 務 職	17 (12)	3 (2)	4 (3)	9 (6)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 1 へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を1級地、「1級地」を2級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。
 2 ()内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。

受給者1人 当たり額	定時制通信教育手当					受給者1人 当たり額	産業教育手当			受給者1人 当たり額
	受給者数						受給者数			
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%	
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円
36,697	100	3	36	10	51	18,634	300	5	295	17,768
34,843	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39,107	100	3	36	10	51	18,634	300	5	295	17,768
41,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40,718	100	3	36	10	51	18,634	300	5	295	17,768
8,392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36,053	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36,803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22,112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その8 農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分	農林漁業普及指導手当				宿 日			
	受 給 者 数			受給者1人 当たり額	受 給			
	計	3%	6%		計	4,400 円	5,300 円	
全 職 員	人 149	人 9	人 140	円 20,278	人 1,309	人 62	人 1	
うち行政職員	149	9	140	20,278	227	42	-	
県 関 係 職 員	計	149	9	140	20,278	1,307	62	1
	行 政 職	149	9	140	20,278	227	42	-
	公 安 職	-	-	-	-	923	19	-
	教 育 職	-	-	-	-	141	-	1
	研 究 職	-	-	-	-	14	1	-
	医療職(一)	-	-	-	-	2	-	-
	医療職(二)	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	-	-	-	-	2	-	-
	教 育 職	-	-	-	-	2	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 職	-	-	-	-	-	-	-

(注) 宿日直手当は、令和5年3月勤務実績に対する4月支給分の額である。

直 手 当			義務教育等教員特別手当					
者 数			受給者1人 当たり額	受 給 者 数				受給者1人 当たり額
6,100 円	7,400 円	21,000 円		計	100%	75%	50%	
人	人	人	円	人	人	人	人	円
144	1,100	2	26,756	7,844	7,481	197	166	5,563
2	183	-	22,645	-	-	-	-	-
142	1,100	2	26,787	2,502	2,139	197	166	5,425
2	183	-	22,645	-	-	-	-	-
-	904	-	29,455	-	-	-	-	-
140	-	-	15,221	2,502	2,139	197	166	5,425
-	13	-	11,414	-	-	-	-	-
-	-	2	189,000	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	6,100	5,342	5,342	-	-	5,627
2	-	-	6,100	5,342	5,342	-	-	5,627
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5表 職員の職務の級別、号給別人員

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1			1			1			
2									
3									
4									
5	19	58	4			1			
6		3				1			
7	1	17	12						1
8			1						
9	30	62	10						
10									1
11		18	50						1
12		3	10						1
13	22	37	12						1
14		5	10						1
15		79	3						
16		1	51						1
17	14	12	11						1
18		4	21	2					
19	1	67	11						
20	1		49						
21	25	10	10						
22			30	1					
23	1	71	10					3	
24			54	8				3	
25	93	5	5	1				2	
26	3	2	29	15				3	
27	7	12	3	1			1	1	
28	1		41	6				1	
29	81	2	5	3				2	
30	5	3	21	4				3	
31	14	6	11					1	
32	5	1	32	11			3	3	
33	79		3	5			4		
34	4	1	36	13			6		
35	22	3	5	6			20		
36	4		25	21			9		
37	5		10	10			6		
38			14	13			5		
39	2	1	2	9			3		
40			16	12					
41	1		3	9		1	1		
42			22	19			1		
43		2	5	5					
44			13	12	1				
45	3	1	7	6		1			
46			13	36	2		1		
47			2	15					
48			12	13					
49	4		5	13	1				
50			4	32					
51			2	20					
52			4	19	3	1			
53	2		2	14	1	15			
54			3	25		6			
55			2	16	2	31			
56			5	12	1	31			
57			2	23		22			
58			2	16	5	24			
59		1		23	2	27			
60			4	14	6	10			
61	4		5	18	1	14	1		
62				24	5	6			
63				35	2	18			
64			4	10	2	3			
65			3	10	1	5			
66			1	13	2	1			
67			1	11	3	2			
68			5	24	4	1			
69	1		3	7	7	2			
70			1	12					
71			2	14	5				
72				12	6	1			
73	1			10	5				
74			1	19	8				
75			1	27	8				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			1	14	10				
77	2			14	11				
78				12	15				
79			2	14	14				
80			2	11	18				
81	1			20	12				
82			2	13	19				
83			1	19	34				
84				16	21				
85	1			10	28	5			
86			2	14	21				
87				15	34				
88			1	16	25				
89			2	15	26				
90			3	24	38				
91			1	9	18				
92			3	12	15				
93			3	8	148				
94			1	10					
95			3	13					
96				13					
97			1	18					
98			4	8					
99				12					
100			2	10					
101			4	177					
102									
103			2						
104									
105			1						
106			2						
107			2						
108			1						
109			1						
110									
111									
112									
113			4						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	459	488	808	1,246	590	230	61	22	8
構成比 (%)	11.7	12.5	20.7	31.9	15.1	5.9	1.6	0.6	0.2

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3	26								
4									
5									
6									
7	24								
8									
9									
10									
11	4								
12									
13	25								
14									
15	1								
16									
17	30								
18									
19	35	6							
20									
21	28	30							
22									
23	23	9							
24									
25	28	51							
26									
27	6	3							
28									
29	13	32							
30									1
31	2	11							
32									
33	6	35		2					1
34				2					2
35	2	11	1	5					
36				2					1
37	2	45	2	7	2				
38				1					
39	3	17		5	2				
40		1		2					
41	1	30	14	5					
42		5	4	1	1				
43	7	17	15	6	2				
44				3	1				1
45	1	28	14	11	2				1
46		2	2						2
47	3	25	22	7	6				
48		3	2	1	1				
49		39	9	6	2				
50		2	5	1	1				
51	2	14	18	9	4				1
52		2	6	3					
53		19	24	7	5	6			3
54		2	4	5	1	3	1		1
55		10	9	11	2	7	6		
56		1	2	1	1	1			1
57		11	21	7	13	5	7		
58		1	3	3	9		2		
59		8	14	11	11	4	4		
60			3	3	4	2	1		
61		1	13	9	8	7	6		
62			2	1	3	1	3		
63		1	12	13	3	3	7		
64			7	1	3	3	1		
65			9	7	4	6	1		
66			3	2	2	2			
67			6	15	5	5	3		
68			7	3	2		4		
69			6	7	1	2	3		
70			5		2	1	1		
71	2	1	10	9	11	1	7		
72			4	4	2	5	2		
73			9	12	6	2			
74			1	5	3	2			
75			8	21	6	2			

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			5	3	3	2			
77			7	14	7	3			
78				7	6	1			
79			9	18	6	1	1		
80			1	3	3	2			
81			9	13	3				
82			5	3	6	5			
83			10	11	4	2			
84			1	3	6	1			
85			4	4	7	3	1		
86			3	2	4	2			
87			7	4	4				
88			4	3	3	6			
89				2	2	2			
90				2	1	3			
91				1	1	3			
92			1	2	2	6			
93			1	3	4	29			
94				3	3				
95				5	3				
96					1				
97			2	6	3				
98				1	8				
99				2	3				
100				2	4				
101				1	30				
102				3					
103				4					
104			1						
105				4					
106			1						
107									
108									
109				1					
110				1					
111				2					
112									
113				3					
114				3					
115				1					
116				2					
117				1					
118				1					
119				2					
120				3					
121				1					
122				1					
123				1					
124			1						
125				1					
126									
127				1					
128									
129				1					
130			1	1					
131				1					
132									
133				1					
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145			2						
146									
147									
148									
149									
150									
計	274	475	369	395	258	141	61	10	5
構成比 (%)	13.8	23.9	18.6	19.9	13.0	7.1	3.1	0.5	0.3

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1		16			
2					
3					
4					
5	1	20			
6					
7		1			
8					
9		17			
10					
11	1				
12		1			
13	1	24			
14					
15					
16					
17	1	28			
18					
19	1	1			
20		1			
21	1	47			
22					
23					
24					
25		39			
26		1			
27	1	7			1
28		1			3
29	1	27			
30					1
31	1	8			1
32					3
33	1	28			1
34		1			9
35	2	6			4
36		2			1
37	1	31			25
38					
39	2	13			
40					
41	6	31			
42					
43	1	9			
44		1			
45	3	29	1		
46		4			
47		22			
48		1			
49	3	19			
50		2			
51	2	30			
52		1			
53	4	19		1	
54		4			
55	1	33		1	
56		2			
57	2	14			
58		1		1	
59	3	29			
60		2			
61	4	17		2	
62		5		4	
63	2	36		7	
64	1	1		4	
65	5	16	2	2	
66		1		9	
67	4	37	1	4	
68		2		1	
69	4	18		7	
70		2		6	
71	3	34	2	2	
72				1	
73	3	12	1	4	
74		4	2	3	
75	3	30	2	1	
76		3	2		
77	3	6	5	15	
78		4			
79	6	45	1		
80			2		
81	5	6	1		
82		3			
83	9	53	3		
84		2			
85	1	4	1		
86	1	4			
87	8	39			
88		6	4		
89	5	8	3		
90	1	6			

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
91	5	59	3		
92		6	4		
93	3	17			
94		6	9		
95		36	3		
96		8	6		
97	3	28	1		
98		11	2		
99	4	30	2		
100		6	4		
101	7	30	4		
102		27	2		
103	4	18	1		
104		7	3		
105	2	28	8		
106	1	22	1		
107	2	19			
108		9	2		
109		21	1		
110		16	2		
111	2	8	1		
112	1	10	3		
113		10	2		
114		45	7		
115		11	3		
116	1	7	2		
117	2	14	2		
118		44			
119	1	11			
120		7			
121		14			
122		24			
123		19			
124		12			
125		15			
126		21			
127		22			
128		26			
129		15			
130		17			
131		41			
132		53			
133		28			
134		30			
135		38			
136		37			
137	1	25			
138		31			
139	1	36			
140		17			
141		22			
142		7			
143		5			
144		2			
145	1	11			
146					
147					
148					
149					
150	1				
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158	1				
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165	1				
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
指 定					
計	151	2,116	111	75	49
構成比 (%)	6.0	84.6	4.4	3.0	2.0

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13						1			
14									
15							4		
16									
17						2	2		
18			1						
19							1	1	
20			4						
21						1		1	
22			1				1		
23							2		
24									
25	2					4			
26									
27			1				3		
28									
29	6	2				1			
30	1		2						
31	1	6							
32									
33	9								
34									
35									
36	1	2	1						
37	4		1						
38									
39									
40		3							
41	2		1						
42									
43			5					1	
44		2	1						
45	1								
46		1	3						
47	3	1	1					1	1
48			2						
49	2	1	2						1
50			1						
51	3		1						1
52		2	2	1					
53		1	1	3					
54		1	2	1					
55	5		1	1					
56			1	1				1	
57				2					1
58		1							
59	2		1	1					
60									
61			2						
62									
63									
64			1	1					
65									
66									
67			1					1	
68									
69									
70									
71									
72									
73	1		1					1	
74									
75									

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
76			1						
77			2						
78									
79								1	
80		1						1	
81									
82		1							
83			1						
84			1						
85									
86			3						
87								1	
88			1						
89			1						
90									
91									
92			1						
93			1						
94									
95			3						
96			1						
97			5						
98			2						
99			1						
100			1						
101									
102			1						
103			2						
104			1						
105			22						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	43	25	92	11	0.0	9	13	10	4
構成比 (%)	25.1	14.6	53.8	6.4	0.0	25.0	36.1	27.8	11.1

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7			5				
8			1				
9			1				
10							
11			3				
12							
13		1					
14							
15		3	8				
16							
17		3	1				
18							
19		3					
20							
21			3				
22							
23							
24							
25			1				
26			9				
27							3
28			2				4
29							1
30			9				2
31							
32			1	1			1
33			2				
34			2	6	1		
35		1			1		
36			1	5	1		
37			1	1			
38			3	2	1		
39				2			
40			2	2	2		
41					1		
42			7	7			
43				1	2		
44			2	1			
45			1				
46			2	1			
47							
48			2		1		
49			1			2	
50			1	3		1	
51		1				3	
52			3	1	2	1	
53				1		1	
54				2	1	1	
55					3	2	
56				1	4	2	
57				1	1		
58					1	1	
59						3	
60					1		
61							
62							
63					1		
64				1			
65				1	3		
66				1	2		
67			2	1	3		
68					1		
69							
70			1				
71					1		
72							
73							
74							
75							

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76							
77			1		1		
78			1	1	3		
79					2		
80					1		
81							
82							
83					2		
84							
85							
86					1		
87					1		
88					1		
89					2		
90							
91					3		
92					3		
93					7		
94				1			
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108			1				
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計		13	81	44	61	17	11
構成比 (%)	0.0	5.7	35.7	19.4	26.9	7.5	4.8

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			2			
10						
11			2			
12						
13			5			
14						
15		5	1			
16			1			
17			3			
18						
19		1	1			
20						
21			4			
22						
23		3	1			
24			1			
25			4			
26			4			
27		3	4			
28						
29		1	1			
30			2			
31		1				
32			2			
33						
34			1			
35			1			
36			2	1		
37						
38				3		
39						
40			2			
41				1		
42			4			
43				1	1	
44			1			
45						
46			3	2		
47						
48				3		2
49				1		
50			1	1		
51						
52			1	2		
53				1		
54				3	1	
55			1	2		
56				1		
57			1			
58				2		
59						
60						
61				1		
62					2	
63						
64						
65				2	2	
66						
67			1	1		
68						
69					1	
70						
71						
72				1		
73				2		
74				1		
75				1	1	
76						
77				1		
78				1		
79				1	1	
80						
81						
82						
83				1	2	
84					1	
85						
86						
87						
88						
89					1	
90					2	

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
91				1	1	
92					1	
93					1	
94				1	3	
95					1	
96				1		
97					3	
98						
99						
100						
101						
102						
103				1		
104				1		
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				4		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計		14	53	46	25	2
構成比 (%)	0.0	10.0	37.9	32.9	17.9	1.4

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1												
2												
3		1										
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13		120										
14												
15		3										
16		2										
17		117										
18												
19		3										
20		1			1							
21		132										
22					6							
23		3			4							
24		3			15							
25		124			23							
26					22							
27		2			72							
28					8							
29		133			14							
30					6							
31		6			16							
32		3			3							
33		139	1		4							
34					2							
35		2			1							
36					5							
37		86			10					1		
38		1			5							
39		21			5							
40		1			6							
41		87			86							
42												
43		27										
44		1										
45		96										
46		1										
47		27										
48		1										
49		62	2									
50		5						1				
51		45										
52		8										
53		65										
54		6										
55		30			1							
56		1			2							
57		54	2		1							
58		6										
59		55										
60		3										
61		58	4		1							
62												
63		70			3							
64		2	2		1							
65		28	6		1							
66		4	1									
67		45			3							
68		6			1							
69		35	7		6							
70		3			2							
71		46	2		2							
72		1			3							
73		29	5		1							
74		7	1		7							
75		50	4		3							
76		5			14							
77		29	9		7							
78		3			33							

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
79		51	5	13								
80		7	3	12								
81		30	4	2								
82		6	1	52								
83		51	5	6								
84		6	3	9								
85		24	7	4								
86		11	5	50								
87		68	5	9								
88		1	5	8								
89		30	2	7								
90		10	3	23								
91		62	3	4								
92		3	4	6								
93		31		70								
94		6	1									
95		57	3									
96		7	8									
97		25	4									
98		18	7									
99		68	5									
100		7	5									
101		20	4									
102		17	3									
103		76	4									
104		9	3									
105		25	2									
106		10	2									
107		62	3									
108		9	5									
109		35	3									
110		20	4									
111		50	1									
112		11	5									
113		25	1									
114		33	3									
115		30	2									
116		19	2									
117		18	8									
118		23										
119		23										
120		14										
121		18										
122		26										
123		13										
124		17										
125		16										
126		31										
127		15										
128		14										
129		12										
130		30										
131		18										
132		10										
133		14										
134		30										
135		28										
136		25										
137		23										
138		30										
139		41										
140		32										
141		34										
142		40										
143		64										
144		74										
145		56										
146		61										
147		82										
148		82										
149		91										
150		93										
151		71										
152		61										
153		68										
154		35										
155		46										
156		28										
157		31										
計		4,472	189	367	314			1		1		
構成比 (%)	0.0	83.7	3.5	6.9	5.9	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5	1	7	1						
6									
7		3	4						
8									
9	8	5							
10									
11		1	1						
12			3						
13	5	1							
14									
15		1	1						
16			2						
17	8	4	1						
18	1								
19									
20									
21	3		1						
22			1						
23		1							
24	1		6						
25	5								
26									
27	1								
28			1						
29	1	1							
30									
31	5	1							
32	2								
33	7				2				
34	1								
35			1						
36			1						
37									
38									
39									
40									
41					1				
42			3						
43									
44			1						
45					1				
46			1						
47									
48			1						
49			1						
50					1				
51			1		1				
52			1		1				
53									
54							1		
55					1		2		
56							1		
57									
58									
59					1				
60			1		1				
61	1				2				
62					1				
63					1				
64					1				
65					3				
66					1				
67					2				
68					2				
69					1				
70				1	1				
71					1				
72					1				
73					1				
74					1				
75			1		1				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76				2					
77			1	4	1				
78				2					
79				1					
80									
81									
82				1	1				
83				1	1				
84				1	1				
85				1					
86									
87				1					
88			1	4					
89				5	2				
90				2	1				
91				3	1				
92			1	1	1				
93				1	2				
94				4					
95				2					
96				2					
97				4					
98				2					
99				1					
100				3					
101				16					
102									
103									
104									
105			1						
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	50	25	41	94	11	4			
構成比 (%)	22.2	11.1	18.2	41.8	4.9	1.8	0.0	0.0	0.0

第6表 職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)
歳	人	人	人	人	人
18	19	25			
19	24	21			
20	26	31	2		
21	12	29			
22	78	47	17	2	
23	102	62	19	3	
24	99	52	16	10	
25	88	59	30	5	
26	93	48	29	3	2
27	89	50	45	4	1
28	104	66	43	4	3
29	104	61	40	3	1
30	91	54	43	9	1
31	92	58	35	4	5
32	79	64	30	5	4
33	94	63	58	4	2
34	86	72	43		
35	80	60	66	10	2
36	80	68	57	1	
37	92	64	42	1	2
38	75	55	62	4	1
39	79	50	48	2	
40	78	55	59	4	1
41	70	56	60	4	
42	76	54	54	6	1
43	79	67	68	5	
44	96	65	75	7	
45	107	44	87	4	
46	105	52	107	3	1
47	104	36	128	2	
48	108	50	88	2	2
49	105	47	125	6	
50	135	46	110	5	
51	133	20	112	5	1
52	136	28	96	4	
53	144	30	119	4	
54	150	28	81	8	1
55	134	18	83	7	
56	120	24	84	7	
57	102	35	84	4	
58	115	36	74	5	
59	129	38	83	5	
60歳以上					5
計	3,912	1,988	2,502	171	36

医療職 (二)	医療職 (三)	市町村立 学校教育職	市町村立 学校栄養職	市町村立 学校事務職	全職員
人	人	人	人	人	人
				1	45
				5	50
				6	65
		1		8	50
		108		4	256
1	5	112		8	312
1		145		12	335
2	2	127		6	319
7	2	125		9	318
4	5	128		3	329
2	6	111		3	342
6	6	110		1	332
3	6	109		5	321
11	6	105		6	322
9	8	93		2	294
9	2	90		4	326
6	3	110		5	325
5	4	97		1	325
9	3	89		2	309
10	5	80	1		297
11	3	74		3	288
6	6	103		7	301
9	1	89	1	2	299
9	5	102		2	308
1	8	97		3	300
2	1	125			347
6	4	130		2	385
7		133		3	385
6	8	120		2	404
7	4	139		3	423
5	3	164		8	430
7	2	159		5	456
5	3	184		11	499
6	1	166		8	452
3	2	188		11	468
5	3	199		11	515
10	5	221		12	516
5	5	264		7	523
8	2	234		7	486
5	2	216		9	457
9	5	272		10	526
10	4	223		8	500
					5
227	140	5,342	2	225	14,545

第7表 暫定再任用職員の給料表別、年齢別人員

フルタイム勤務職員

(人)

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	216				140		72	2	2		
公安職給料表	27		2		4	19	2				
教育職給料表	171	14	157								
研究職給料表	5		4		1						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	9					3	6				
医療職給料表（三）	4				3		1				
市町村立学校教育職給料表	293		280			13					
給料表計	725										
60歳	197										
61歳	204										
62歳	149										
63歳	130										
64歳	45										

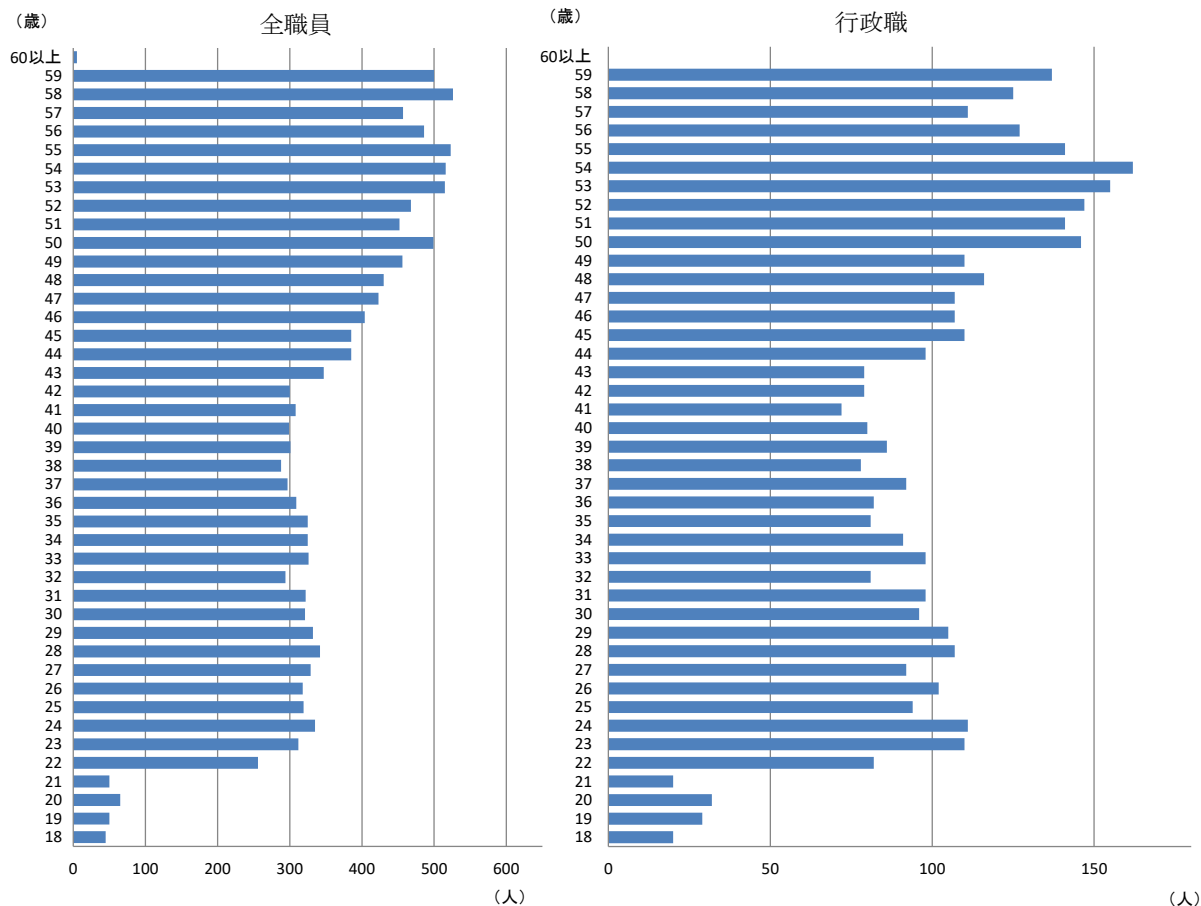
短時間勤務職員

(人)

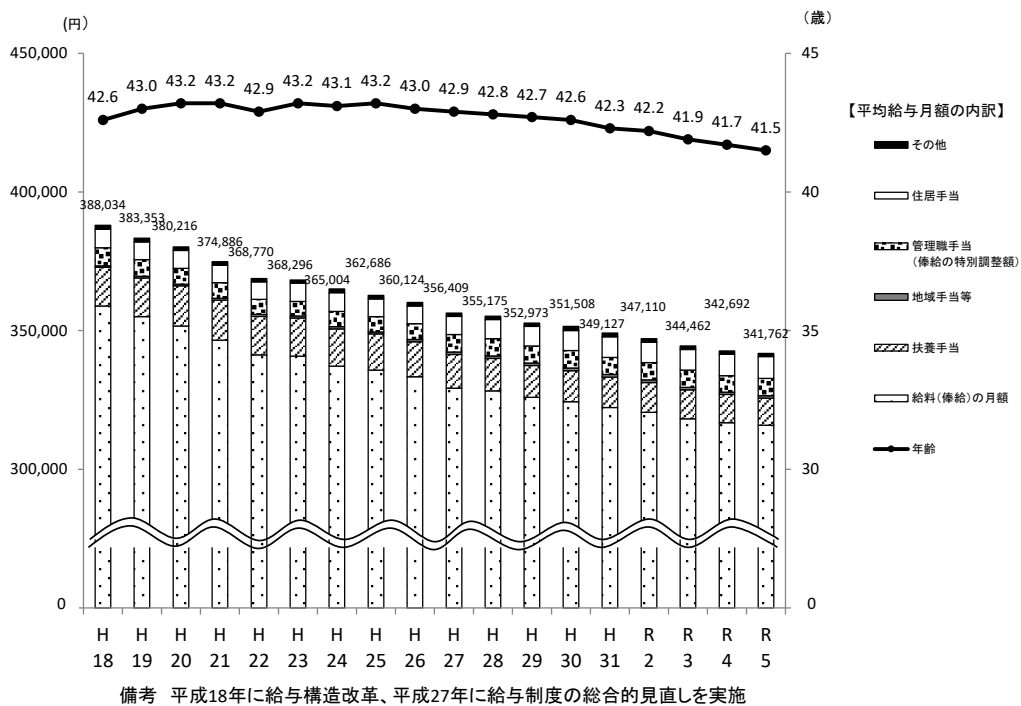
給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	46				35		11				
公安職給料表	3					3					
教育職給料表											
研究職給料表	4		2		2						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）											
医療職給料表（三）	3				2		1				
市町村立学校教育職給料表	86		86								
給料表計	142										
60歳	21										
61歳	17										
62歳	26										
63歳	25										
64歳	53										

(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移

年齢構成



平均給与月額・平均年齢の推移 (行政職)



2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査期間

令和5年4月24日～6月16日

(2) 調査の内容

- ・ 本年4月分の個々の従業員に支払われた給与月額、初任給の状況
 - ・ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - ・ 民間企業における給与改定の状況等
- なお、調査結果については別表のとおりである。

3 調査機関

本人事委員会、人事院、広島県人事委員会、福岡県人事委員会、長崎県人事委員会、熊本県人事委員会、横浜市人事委員会、福岡市人事委員会、熊本市人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

- ① 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
383事業所
- ② 調査対象職種
76種（行政職相当職種22種、その他の職種54種）

(2) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から143事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりである。

(3) 集計

- ① 初任給関係
調査実人員 392人（行政職に相当する調査実人員 363人）
- ② 初任給関係以外
総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	4, 646人	4, 213人
調査職種該当者（母集団）の推定数	18, 492人	11, 695人

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 135	事業所 30	事業所 75	事業所 30
農業、林業、漁業	1	0	1	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	14	2	4	8
製造業	56	11	33	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	22	5	13	4
卸売業、小売業	9	5	3	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	2	2	0	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	31	5	21	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が7所あった。
- 2 調査対象事業所143所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた142所に占める調査完了事業所135所の割合（調査完了率）は、95.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院卒	* 256,562	x	—	x
		大学卒	211,204	* 217,186	197,774	* 201,799
		短大卒	* 183,658	* 196,864	* 163,935	x
		高校卒	162,371	* 162,582	161,943	* 160,819
	新卒技術者	大学院卒	* 269,881	* 278,284	* 219,498	—
		大学卒	196,287	* 196,557	195,739	200,913
		短大卒	186,984	* 192,107	* 174,836	* 190,067
		高校卒	166,919	* 168,369	165,794	* 156,496
	新卒事務員 ・ 技術者計	大学院卒	* 266,048	* 271,944	* 219,498	x
		大学卒	206,421	* 214,623	196,633	* 201,443
		短大卒	185,469	* 194,151	168,985	* 191,000
		高校卒	164,959	165,481	164,648	* 158,456
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒				
	新卒大学助教	大学卒				
	新卒高等学校教諭	大学卒				
	新卒研究員	大学卒				
	新卒研究補助員	短大卒				
		高校卒				
	準新卒医師	大学卒	x		x	
	準新卒薬剤師	大学卒	x		x	
	準新卒放射線技師	養成所卒				
	新卒栄養士	短大卒	x		x	
	準新卒看護師	養成所卒	* 183,750	x	* 182,363	
準新卒准看護師	養成所卒	* 145,803	x	x		

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	2	53.4	612,567		612,567	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒	x	x	x	x	x	
工 場 長	x	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒	x	x	x	x	x	
事 務 部 長	98	52.9	510,213	2,700	507,513	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	58	52.0	540,861	2,143		538,718
	短大卒	7	52.9	460,267	15,540		444,727
	高校卒 中学卒	33	54.5	469,164	757		468,407
技 術 部 長	97	53.1	575,382	1,124	574,258	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	56	52.7	614,474	180		614,294
	短大卒	11	53.7	634,691			634,691
	高校卒 中学卒	29	53.7	484,933	3,287		481,646
事 務 部 次 長	39	49.7	507,545	1,657	505,888	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職 (部長一課長間)	
	大学卒	33	49.0	515,318	1,985		513,333
	短大卒	x	x	x	x		x
	高校卒 中学卒	5	52.4	453,868			453,868
技 術 部 次 長	16	50.7	431,385	220	431,165	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職 (部長一課長間)	
	大学卒	7	47.5	420,165			420,165
	短大卒	x	x	x	x		x
	高校卒 中学卒	7	52.5	438,610	489		438,121
事 務 課 長	139	49.1	465,792	2,958	462,834	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	89	48.7	471,836	3,419		468,417
	短大卒	11	52.3	527,846			527,846
	高校卒 中学卒	38	49.2	436,555	2,728		433,827
技 術 課 長	224	50.3	537,292	1,224	536,068	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	107	48.6	574,779	990		573,789
	短大卒	31	52.7	608,377			608,377
	高校卒 中学卒	86	51.7	448,781	2,129		446,652

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間） ・係の長及び係長級専門職
	大学卒	50	47.0	421,229	26,767	394,462	
	短大卒	22	43.7	446,035	44,446	401,589	
	高校卒	5	46.5	396,763	17,220	379,543	
	中学卒	9	52.3	420,979	7,628	413,351	
	技術課長代理	14	51.9	357,995		357,995	
	大学卒	51	44.8	503,276	3,520	499,756	
	短大卒	35	42.2	525,451	1,813	523,638	
	高校卒	8	50.5	462,990	11,763	451,227	
	中学卒	8	51.0	441,253	3,477	437,776	
	事務係長	381	43.1	352,513	34,331	318,182	
	大学卒	193	41.0	377,376	40,446	336,930	
短大卒	30	45.9	335,341	31,099	304,242		
高校卒	141	45.2	320,407	27,317	293,090		
中学卒	17	50.4	321,583	9,255	312,328		
技術係長	233	43.2	429,839	75,241	354,598		
大学卒	101	39.8	459,769	88,725	371,044		
短大卒	23	41.8	417,321	66,076	351,245		
高校卒	108	47.2	400,563	62,918	337,645		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	159	40.7	287,301	22,094	265,207	<ul style="list-style-type: none"> ・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間） 	
大学卒	79	39.0	295,136	22,108	273,028		
短大卒	30	41.9	296,239	24,240	271,999		
高校卒	47	42.9	272,879	21,824	251,055		
中学卒	3	33.1	209,034		209,034		
技術主任	103	40.8	340,691	48,294	292,397		
大学卒	43	39.2	337,568	46,795	290,773		
短大卒	8	42.7	353,374	55,797	297,577		
高校卒	50	41.8	340,290	47,044	293,246		
中学卒	2	42.9	366,727	81,326	285,401		
事務係員	1,356	38.1	266,622	22,775	243,847		
大学卒	501	34.6	291,026	30,141	260,885		
短大卒	173	40.7	258,614	17,580	241,034		
高校卒	678	40.1	249,684	18,389	231,295		
中学卒	4	40.8	286,854	30,971	255,883		
技術係員	1,072	34.7	332,652	45,954	286,698		
大学卒	340	33.4	335,459	49,491	285,968		
短大卒	138	31.8	344,192	57,504	286,688		
高校卒	590	36.2	328,056	40,773	287,283		
中学卒	4	37.6	262,945	13,948	248,997		

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			対 応 級		
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	53.4	612,567		612,567	行政職9級	
	大学卒							
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒							
	工 場 長							
	大学卒							
	短大卒							
	高校卒							
	中学卒							
事 務 部 長	事務部長	42	53.7	555,101	987	554,114	同 上	
	大学卒	30	53.5	586,419	701	585,718		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	11	54.1	483,364	1,863	481,501		
	中学卒							
	技 術 部 長	技術部長	38	53.4	718,250			718,250
		大学卒	28	52.9	725,572			725,572
		短大卒	7	54.3	764,499			764,499
		高校卒	3	55.8	558,351			558,351
		中学卒						
事 務 部 次 長	事務部次長	21	52.0	511,878	2,547	509,331	同 上	
	大学卒	21	52.0	511,878	2,547	509,331		
	短大卒							
	高校卒							
	中学卒							
技 術 部 次 長	技術部次長							
	大学卒							
	短大卒							
	高校卒							
	中学卒							
事 務 課 長	事務課長	76	48.8	502,493	2,711	499,782	行政職7級、8級	
	大学卒	51	48.2	500,584	3,432	497,152		
	短大卒	9	52.7	559,661		559,661		
	高校卒	16	48.6	477,309	1,750	475,559		
	中学卒							
技 術 課 長	技術課長	116	50.0	620,552	791	619,761		
	大学卒	64	48.2	637,774	1,156	636,618		
	短大卒	24	53.2	653,192		653,192		
	高校卒	28	52.0	528,531	572	527,959		
	中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	10	46.5	456,224	1,457	454,767	行政職5級、6級
	大学卒	4	40.6	463,010	1,576	461,434	
	短大卒	2	44.1	418,805		418,805	
	高校卒	4	53.8	470,951	2,176	468,775	
	中学卒						
	技術課長代理	37	43.7	547,553		547,553	
	大学卒	29	41.5	549,675		549,675	行政職3級、4級
	短大卒	4	51.8	563,229		563,229	
	高校卒	4	50.8	516,637		516,637	
	中学卒						
	事務係長	130	42.8	398,974	44,045	354,929	
	大学卒	86	40.5	414,185	46,487	367,698	
短大卒	7	51.0	405,859	43,025	362,834	行政職2級 (一部は3級、4級)	
高校卒	37	46.6	360,624	38,319	322,305		
中学卒							
技術係長	93	41.6	509,579	105,145	404,434		
大学卒	42	36.9	542,118	120,848	421,270		
短大卒	10	43.5	522,796	101,910	420,886		
高校卒	40	47.3	461,692	84,762	376,930	行政職1級	
中学卒	x	x	x	x	x		
事務主任	64	40.8	296,045	24,586	271,459		
大学卒	46	38.6	294,595	24,432	270,163		
短大卒	11	44.5	329,660	33,075	296,585		
高校卒	7	47.7	264,032	15,370	248,662		
中学卒						行政職1級	
技術主任	14	41.0	393,970	67,736	326,234		
大学卒	5	42.3	380,766	57,754	323,012		
短大卒	2	44.0	361,992	38,653	323,339		
高校卒	7	39.5	408,826	79,927	328,899		
中学卒							
事務係員	417	35.7	289,167	31,145	258,022	行政職1級	
大学卒	209	33.0	302,672	34,727	267,945		
短大卒	66	38.2	264,907	21,723	243,184		
高校卒	141	38.7	278,200	29,426	248,774		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	463	33.0	352,410	54,143	298,267		
大学卒	125	30.6	354,182	61,359	292,823	行政職1級	
短大卒	74	30.0	359,078	66,358	292,720		
高校卒	264	35.2	349,339	46,570	302,769		
中学卒							

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
支 店 長						行政職7級、8級	
	大学卒						
短大卒							
高校卒							
中学卒							
工 場 長	x	x	x	x	x		
	大学卒						
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒							
中学卒							
事 務 部 長	46	52.2	486,643	4,666	481,977	同 上	
	大学卒	23	50.3	506,803	3,972		502,831
	短大卒	5	51.5	453,606	23,807		429,799
	高校卒	18	55.0	469,426	317		469,109
	中学卒						
技 術 部 長	49	52.7	502,242	244	501,998		
	大学卒	25	51.3	517,549	410		517,139
	短大卒	3	51.9	436,678			436,678
	高校卒	20	54.4	492,686	83		492,603
	中学卒	x	x	x	x		x
事 務 部 次 長	18	47.4	503,364	798	502,566	同 上	
	大学卒	12	44.7	520,236	1,182		519,054
	短大卒	x	x	x	x		x
	高校卒	5	52.4	453,868			453,868
	中学卒						
技 術 部 次 長	15	50.2	439,837	240	439,597		
	大学卒	7	47.5	420,165			420,165
	短大卒	x	x	x	x		x
	高校卒	6	51.8	461,282	598		460,684
	中学卒	x	x	x	x		x
事 務 課 長	52	49.0	436,564	3,608	432,956	行政職5級、6級	
	大学卒	31	49.1	451,806	3,601		448,205
	短大卒	2	50.5	399,051			399,051
	高校卒	19	48.7	414,391	3,995		410,396
	中学卒						
技 術 課 長	88	50.1	436,147	1,641	434,506		
	大学卒	40	49.0	455,802	723		455,079
	短大卒	7	50.3	398,021			398,021
	高校卒	41	51.3	422,402	2,899		419,503
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 23	歳 46.3	円 433,065	円 43,202	円 389,863	行政職4級
	大学卒	16	44.1	447,373	52,970	394,403	
	短大卒	2	52.1	432,900	44,481	388,419	
	高校卒	5	51.2	387,147	11,319	375,828	
	中学卒						
	技術課長代理	12	47.0	341,591	19,404	322,187	
	大学卒	6	46.3	362,795	13,984	348,811	行政職3級
	短大卒	4	48.8	315,761	29,041	286,720	
	高校卒	2	45.7	329,092	16,974	312,118	
	中学卒						
	事務係長	191	43.1	325,372	30,931	294,441	
	大学卒	87	40.5	347,317	36,575	310,742	
短大卒	15	44.6	309,074	27,323	281,751	行政職2級 (一部は3級)	
高校卒	88	45.7	303,577	24,626	278,951		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係長	116	42.9	347,550	48,138	299,412		
大学卒	53	41.7	362,514	52,741	309,773		
短大卒	12	38.5	299,420	26,642	272,778		
高校卒	51	45.2	343,369	48,421	294,948	行政職1級	
中学卒							
事務主任	57	41.5	280,044	25,888	254,156		
大学卒	15	39.7	290,997	26,571	264,426		
短大卒	12	41.8	267,988	16,388	251,600		
高校卒	30	42.2	279,310	29,294	250,016		
中学卒							
技術主任	62	38.8	305,311	34,068	271,243	行政職1級	
大学卒	30	36.8	307,241	34,152	273,089		
短大卒	4	40.7	298,249	34,496	263,753		
高校卒	27	40.3	301,909	32,759	269,150		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	744	39.0	262,036	20,448	241,588		
大学卒	234	35.9	290,776	29,749	261,027	行政職1級	
短大卒	69	42.5	273,518	18,490	255,028		
高校卒	440	40.1	244,651	15,669	228,982		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	516	38.3	296,642	30,046	266,596		
大学卒	187	37.2	310,617	33,898	276,719		
短大卒	62	38.2	292,621	26,606	266,015		
高校卒	263	39.2	286,760	27,969	258,791	行政職1級	
中学卒	4	37.6	262,945	13,948	248,997		

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	行政職6級、7級
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
技 術	工 場 長						同 上
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
関 係	事 務 部 長	10	53.1	455,577	819	454,758	同 上
	大学卒	5	51.6	467,460	1,638	465,822	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒	4	54.0	438,109		438,109	
職 種	技 術 部 長	10	54.0	436,581	7,841	428,740	同 上
	大学卒	3	60.0	427,728		427,728	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒	6	50.8	434,937	13,068	421,869	
職 種	事 務 部 次 長						同 上
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
職 種	技 術 部 次 長	x	x	x	x	x	行政職5級
	大学卒						
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒						
職 種	事 務 課 長	11	50.9	385,864	1,690	384,174	行政職5級
	大学卒	7	50.1	381,840	2,656	379,184	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	3	53.7	390,908		390,908	
職 種	技 術 課 長	20	52.7	390,078	2,370	387,708	行政職5級
	大学卒	3	55.0	384,101		384,101	
	短大卒 高校卒 中学卒	17	52.3	391,133	2,788	388,345	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			対 応 級
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	17	49.1	362,703	10,811	351,892	行政職4級
	大学卒	2	45.0	410,394	48,126	362,268	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒						
	中学卒	14	51.9	357,995		357,995	
	技術課長代理	2	56.0	364,816		364,816	
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒	2	56.0	364,816		364,816	
	中学卒						
技 術	事務係長	60	43.9	324,356	20,786	303,570	行政職3級
	大学卒	20	44.7	342,723	30,561	312,162	
	短大卒	8	43.1	312,381	25,972	286,409	
	高校卒	16	39.6	307,401	14,671	292,730	
	中学卒	16	51.5	319,357		319,357	
	技術係長	24	51.6	382,303	43,303	339,000	
	大学卒	6	52.2	368,435	39,717	328,718	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	17	51.3	388,188	44,605	343,583	
	中学卒						
関 係	事務主任	38	39.4	282,578	12,983	269,595	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	18	39.4	299,561	13,033	286,528	
	短大卒	7	38.3	291,403	23,565	267,838	
	高校卒	10	41.2	264,336	9,113	255,223	
	中学卒	3	33.1	209,034		209,034	
	技術主任	27	44.4	381,241	65,460	315,781	
	大学卒	8	44.8	403,651	77,989	325,662	
	短大卒	2	45.0	434,851	100,000	334,851	
	高校卒	16	44.6	364,244	53,032	311,212	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職 種	事務係員	195	40.3	233,481	12,433	221,048	行政職1級
	大学卒	58	36.3	244,677	13,000	231,677	
	短大卒	38	41.7	231,742	10,875	220,867	
	高校卒	97	41.8	227,187	12,576	214,611	
	中学卒	2	40.5	266,588	21,313	245,275	
	技術係員	93	35.1	284,582	31,964	252,618	
	大学卒	28	38.7	306,895	30,172	276,723	
	短大卒	2	36.0	273,489	22,538	250,951	
	高校卒	63	33.4	275,018	33,060	241,958	
	中学卒						

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
技能・ 労務 関係 職種 電 話 交 換 手 自家用乗用自動車運転手 守 衛 用 務 員	人	歳	円	円	円	・業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務 に従事している者を除く。 ・電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長						
	大 学 教 授	4	62.8	439,501		439,501	
	大 学 准 教 授	3	56.3	368,544		368,544	
	大 学 講 師						
	大 学 助 教						
	大 学 助 手						
高 等 学 校 校 長 高 等 学 校 教 頭 高 等 学 校 教 諭							
	x	x	x	x	x		
	25	46.8	348,736	27,689	321,047		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長						
	研 究 部 (課) 長						
	研 究 室 (係) 長						
	主 任 研 究 員						
	研 究 員	3	44.0	279,869	8,558	271,311	・構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) ・2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長 ・構成員3人以上の室(係)の長 ・下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、 上記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	研 究 補 助 員						
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x	・部下に医師又は歯科医師5 人以上 ・上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 ・部下に医師又は歯科医師1 人以上
	副 院 長	5	58.4	1,746,234	57,019	1,689,215	
	医 科 長						
	医 師	24	50.5	1,304,798	25,890	1,278,908	
	歯 科 医 師						
薬 局 長 薬 剤 師 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 栄 養 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 総 看 護 師 長 看 護 師 長 看 護 師 准 看 護 師	2	44.0	469,241	2,091	467,150	・部下に薬剤師2人以上	
	13	41.7	411,613	16,812	394,801		
	18	40.8	335,791	16,072	319,719		
	21	40.8	292,726	9,405	283,321		
	20	38.6	241,784	8,460	233,324		
	49	33.0	277,566	2,607	274,959		
	32	35.8	275,443	342	275,101		
	3	51.3	432,361	1,508	430,853		
	25	50.2	389,173	19,841	369,332		
	155	40.5	296,362	7,467	288,895		
29	44.8	272,986	4,103	268,883	・部下に看護師長5人以上 ・部下に看護師又は准看護師 5人以上		

第11表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	24.1	(71.8)	(28.2)	0.00	75.9
	500人以上	26.5	(80.6)	(19.4)	0.00	73.5
	100人以上500人未満	23.3	(72.3)	(27.7)	0.00	76.7
	50人以上100人未満	23.3	(57.1)	(42.9)	0.00	76.7
高校卒	規模計	29.2	(71.6)	(28.4)	0.00	70.8
	500人以上	33.3	(84.5)	(15.5)	0.00	66.7
	100人以上500人未満	29.4	(65.6)	(34.4)	0.00	70.6
	50人以上100人未満	23.3	(71.4)	(28.6)	0.00	76.7

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.5%
配偶者に家族手当を支給する		65.9%
家族手当制度がない		19.5%
扶養家族の 構成別支給月額	配偶者	11,993円
	配偶者と子1人	17,030円
	配偶者と子2人	21,920円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は、81.9%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第13表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
	を支給する	を支給しない	
29.1%	(18.8%)	(81.2%)	70.9%

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	62.7	37.3	58.3	41.7	56.8	43.2
500人以上	63.6	36.4	57.4	42.6	47.2	52.8
100人以上 500人未満	59.6	40.4	54.8	45.2	56.8	43.2
50人以上 100人未満	71.3	28.7	70.6	29.4	69.0	31.0

第15表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	77.3%	22.7%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
	%	%	%
課長級	23.7	12.7	76.3
非管理職	26.4	12.7	73.6

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第17表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
*70.0	*70.0

- (注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
 2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第18表 民間における公共交通機関使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	特急料金を支給する		特急料金を支給しない	支給しない
	全額支給制	制限支給制		
70.4%	(7.4%)	(16.1%)	(76.5%)	29.6%

- (注) 1 ()内は、支給する事業所を100とした割合である。

第19表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
89.4%	(2.5%)	(66.8%)	(6.4%)	(24.3%)	10.6%

- (注) 1 ()内は、支給する事業所を100とした割合である。
 2 その他には、ガソリン単価や通勤日数で支給額が変動する場合が含まれる。

第20表 民間における高速料金に係る通勤手当の支給状況

支給する	限度額		支給方法			支給しない
	あり	なし	ETCカード	一定額上乘	実費	
9.7%	(16.7%)	(83.3%)	(16.8%)	(16.7%)	(66.5%)	90.3%

- (注) ()内は、支給する事業所を100とした割合である。

3 生計費及び労働経済関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法

県民の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数 $\frac{365}{12}$ を日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算定した令和5年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する宮崎市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,160	31,420	49,480	67,540	85,580
住居関係費	34,000	36,170	32,860	29,560	26,260
被服・履物費	3,980	2,710	4,380	6,060	7,730
雑費Ⅰ	14,340	14,920	28,570	42,210	55,860
雑費Ⅱ	13,740	16,050	22,320	28,590	34,860
計	97,220	101,270	137,610	173,960	210,290

第22表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 常用雇用 指 数 〔調 査〕 〔産 業 計〕	② 有効求人 倍 率 〔季 節〕 〔調 整 値〕	③ 完 全 失 業 率 〔季 節〕 〔調 整 値〕	④ 総実労働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所定外労働 時 間 数 (調査産業計)	
				全 国	宮 崎	全 国	宮 崎
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)
令和3年度	△0.4	1.16	2.8	142.4	147.5	11.6	10.6
令和4年度	△0.3	1.31	2.6	143.2	146.4	12.2	12.2
令和4年1月	△1.2	1.20	2.7	136.9	141.6	11.8	12.1
2月	△1.2	1.21	2.7	136.6	138.7	11.9	10.9
3月	△1.3	1.23	2.6	144.5	149.2	12.6	12.5
4月	△1.1	1.24	2.6	149.0	150.2	12.9	12.9
5月	△0.9	1.25	2.6	137.6	142.4	11.7	12.2
6月	△0.6	1.27	2.6	149.6	153.5	12.1	12.6
7月	△0.6	1.28	2.6	147.0	149.4	12.1	12.6
8月	△0.5	1.31	2.5	139.1	142.6	11.3	11.0
9月	△0.4	1.32	2.6	144.0	146.4	12.2	12.4
10月	△0.5	1.34	2.6	144.5	146.9	12.6	12.6
11月	△0.3	1.35	2.5	146.0	148.5	12.6	12.0
12月	△0.3	1.36	2.5	144.2	147.1	12.6	12.2
令和5年1月	0.6	1.35	2.4	135.7	139.1	11.8	10.8
2月	0.6	1.34	2.6	139.7	140.8	12.0	10.2
3月	0.6	1.32	2.8	145.8	146.5	12.5	10.7
4月	0.7	1.32	2.6	148.3	149.2	12.6	11.8
資料出所	厚生労働省		総務省統計局	厚生労働省	県統計調査課	厚生労働省	県統計調査課

(注) 1 ①、⑥、⑦、⑧は令和2年基準である。
 2 ①、④、⑤は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ④、⑤の令和3年度、令和4年度の欄は、それぞれ令和3暦年、令和4暦年の数値である。

⑥ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑦ 消費者物価 指数		⑧ 国内企業 物価指数
全 国		宮 崎 市		全 国	宮 崎 市	
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
311.2	2.2	263.5	△ 6.7	0.1	△0.2	7.1
322.8	3.7	312.3	18.5	3.2	3.0	9.4
314.4	5.6	240.0	△24.0	0.5	0.3	9.1
285.3	1.6	289.2	29.3	0.9	0.6	9.4
343.7	△ 0.1	257.5	△ 1.3	1.2	1.0	9.4
344.1	1.6	301.9	△13.4	2.5	2.4	9.9
315.0	△ 0.9	258.8	△ 2.7	2.5	2.4	9.4
300.5	6.9	259.9	5.5	2.4	2.2	9.6
317.6	4.9	273.8	0.1	2.6	2.7	9.3
322.4	9.6	301.9	14.6	3.0	3.0	9.6
314.0	6.2	328.1	51.2	3.0	2.8	10.3
328.7	5.1	322.5	29.0	3.7	3.7	9.7
308.1	1.3	311.7	29.2	3.8	3.7	9.9
353.8	2.8	369.6	37.2	4.0	3.9	10.6
331.1	5.3	315.1	31.3	4.3	3.9	9.6
298.7	4.7	290.6	0.5	3.3	2.9	8.3
340.0	△ 1.1	413.7	60.7	3.2	3.0	7.4
334.2	△ 2.9	261.7	△13.3	3.5	3.5	6.0
総 務 省 統 計 局					県統計調査課	日本銀行